

小諸市総合計画

小諸市第9次基本計画

平成25年度～平成28年度

小 諸 市



小諸市第9次基本計画

目 次

計画の期間と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3頁

計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4頁

【本 編】

第1章 市の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7頁

第2章 政 策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11頁

第3章 施 策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27頁

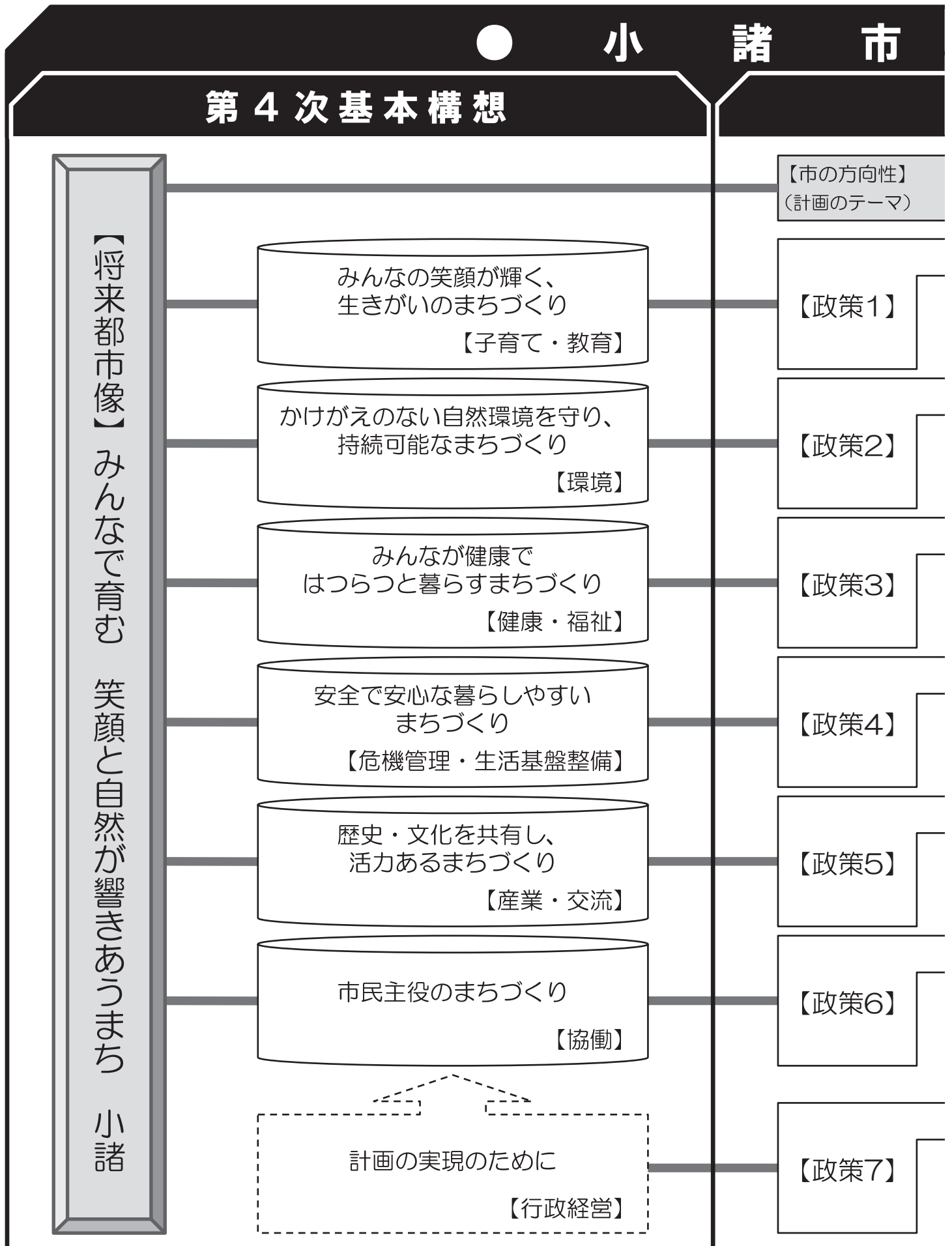
【資料集】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87頁

◎計画の期間と位置付け

【第9次基本計画の計画期間】

平成25年度 ～ 平成28年度

「第9次基本計画」は、平成21年度から平成28年度までの8か年計画として策定された「小諸市第4次基本構想」の後期基本計画と位置付け、平成24年度を目標年度とした前期基本計画を引き継ぎ、平成25年度から平成28年度までの4年間を計画期間とする。

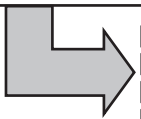


総 合 計 画

第 9 次 基 本 計 画

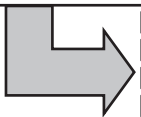
【市の方向性】 みんなに「えらばれるまち」 みんなが「えらんでよかったまち」
～50年、100年先まで つなげていく礎づくり～

【政策1】 「次代を担う市民」と「みんなの生きがい」を育みます



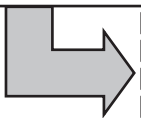
- 【施策1-1】 梅花教育を推進します
- 【施策1-2】 子育て環境を整備します
- 【施策1-3】 市民が主体的に学べる生涯学習の場を提供します
- 【施策1-4】 市民の人権意識を高めます

【政策2】 豊かな自然と共生し、限られた資源の有効活用により、持続可能なまちづくりを進めます



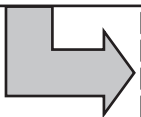
- 【施策2-1】 ごみの減量化と再資源化を進めます
- 【施策2-2】 森林を保全・育成し、その有効活用を図ります
- 【施策2-3】 省エネルギー政策を推進し、再生可能エネルギーの普及を促進します
- 【施策2-4】 住民の環境に対する意識を高めます
- 【施策2-5】 市内全域の水洗化を促進し、公共用水域を保全します

【政策3】 みんなが健康で、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます



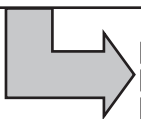
- 【施策3-1】 みんなが安心して暮らせるための地域医療体制を充実させます
- 【施策3-2】 生涯を通じて健康であるための保健事業を展開します
- 【施策3-3】 高齢者が健康で地域で安心して暮らせるための自立支援を進めます
- 【施策3-4】 だれもが安心できる福祉環境を整備します
- 【施策3-5】 生涯スポーツの機会を提供するとともに、スポーツと健康維持・増進の行える環境を整備します

【政策4】 安全・安心で、快適な暮らしやすいまちづくりを進めます



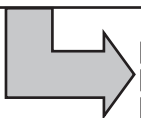
- 【施策4-1】 コンパクトシティの形成を進めます
- 【施策4-2】 安全で安心な暮らしを実現する体制を構築します
- 【施策4-3】 社会基盤の整備や長寿命化を進めます
- 【施策4-4】 安全な水道の安定供給を進めます
- 【施策4-5】 地域公共交通を維持します

【政策5】 地域資源を最大限に活用し、産業の活性化と交流の拡大を図ります



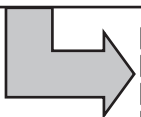
- 【施策5-1】 夢の持てる農業に向けた6次産業化を進めます
- 【施策5-2】 シティプロモーションを推進し、交流人口・移住人口の増加を図ります
- 【施策5-3】 地域の特性を生かした企業誘致の推進と、起業に対する支援を行います

【政策6】 地域の様々な主体と協働し、みんなが暮らしやすい地域づくりを進めます



- 【施策6-1】 小諸市自治基本条例の市民への浸透を図ります
- 【施策6-2】 市政に関する情報をわかりやすく積極的に提供し、市民との共有を図ります
- 【施策6-3】 区や市民活動団体等に対する支援を行います

【政策7】 地方分権時代にふさわしい自律した行政経営を進めます



- 【施策7-1】 行政マネジメントシステムを構築し、円滑な運用を図ります
- 【施策7-2】 自律した人材を育成し、価値前提の組織風土をつくります
- 【施策7-3】 財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を推進します
- 【施策7-4】 庁内サービスの向上を図ります



I. 市の方向性



【第9次基本計画における市の方向性（計画のテーマ）】

みんなに「えらばれるまち」

みんなが「えらんでよかったまち」

～50年、100年先まで つなげていく礎づくり～

「第4次基本構想」では、小諸市の将来都市像を「みんなで育む 笑顔と自然が響きあうまち 小諸」と定めている。これは、「協働のまちづくりを基本に、豊かな自然環境を守りながら、人々が幸せを感じられる、活力あるまちの実現をめざす」ということを意味している。

「第9次基本計画」における「市の方向性」とは、第9次基本計画の「テーマ」とも言うべきものであり、この将来都市像の実現に向けた、今後4年間の市政経営に臨む姿勢、すなわち、どういう方向性をもって「政策」「施策」「事業」に取り組んでいくのかということを経営的に表現したものである。

明治以来の「中央集権」から「地方分権」への流れが加速する中であって、地方は、「自らのことは、自らの責任において、自ら決定する」という「自己決定・自己責任」の行政経営が求められている。それは、これまでのような「金太郎飴」という言葉に象徴される「全国一律」の行政ではなく、その地域の「資源」や「知恵」を活かした、真に魅力のある地域づくりに取り組まないと、その地域は存立すら危ぶまれるということの意味している。

「住民は、自分が住む自治体を選べない」とよく言われる。しかし、昨今の、いわゆる「移住・定住」の動きを見てもわかるとおり、魅力のあるところには人が集まり、人が集まれば、その地域に「活力」が生まれる。

そのように、「住むなら、小諸」と、市民以外の人々から選ばれるような地域にしていくためには、小諸市ならではの「強み」を活かしながら、魅力のある政策を展開していくことが何よりも重要である。

「第9次基本計画」における「市の方向性」は、こうした趣旨から、みんなに「えらばれるまち」であり、選んだ人にとっては、本当に「えらんでよかったまち」と思えるような小諸市にしていこうという姿勢を示したものである。

なお、「えらばれるまち」「えらんでよかったまち」であるということは、現に小諸市に住んでいる市民にとってみれば、当然に「住んでよかったまち」であるということの意味している。

また、サブテーマを、「50年、100年先まで つなげていく礎づくり」とした。

小諸市は現在、「新ごみ焼却施設」「市庁舎」「小諸厚生総合病院」「図書館」「コミュニティスペース」の整備・再構築などの様々な重要課題に直面している。これらの重要課題への対応の如何によっては、かけがえのないふるさと小諸の50年先、100年先をも左右することになるといっても過言ではない。このサブテーマは、これからの4年間は、これらの生活基盤・都市基盤の整備を着実に成し遂げていくことが、小諸市の将来にとって極めて重要であるとの認識を示したものである。



Ⅱ. 政策



【政策 1】

「次代を担う市民」と「みんなの生きがい」を育みます

所管：教育委員会事務局

◆ミッション

小諸ならではの特色ある「教育と文化」のまちづくりによる教育都市をめざして、「生きる力」の体得をはじめとした子どもの育成とともに、生涯にわたる生きがいづくりのための学びに対する支援を行う。また、あらゆる差別や偏見をなくすために、市民の人権意識を高める教育、啓発を行う。

◆SWOT分析

	資源分析（内的要因）	環境分析（外的要因）
プラス面	<p>強み（S）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「梅花教育」の伝統 ・歴史的・文化的資産 ・市街地を中心に比較的多い幼稚園 ・歴史のある図書館 ・同和問題に関する貴重な史料 	<p>機会（O）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育と文化は未来への投資」とする方向性 ・全国学力テストに対する関心 ・保護者同士のつながりが強い地域性 ・生涯学習に対するニーズの高まり ・人権同和教育、隣保館事業への視察が多いこと
マイナス面	<p>弱み（W）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで少額であった教育関係予算 ・貧弱な社会教育の推進体制 	<p>脅威（T）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「梅花教育」の形骸化 ・少子化の進行 ・核家族化の進行 ・ひとり親家庭の増加 ・定員割れの続く市立保育園 ・同和教育への「寝た子を起すな論」

◆方針

◎ 「梅花教育」の復興を図る。

小諸市における伝統的な教育精神でありながら、実体が不明確となっている「梅花教育」を再定義するとともに再認識し、小諸市の伝統・精神風土として各施策・事業の礎とする。

◎ 「0歳から義務教育まで」一貫した子育てと教育の実践を図る。

少子化や核家族化の進行、小諸市におけるひとり親家庭が比較的多いという実態などを背景に、子育て・教育を地域で支える必要性が高まっている。

幼稚園・保育園・小学校・中学校という各組織間の連携強化と役割分担の明確化を進めるとともに、小諸市の教育・文化の伝統を活かし、各段階における家庭及び教育現場への支援を一体的かつ総合的に進める。

◎ 主体的に学ぶ市民を支援する。

高齢化社会においては、日常の中で、自己に適した手段・方法を自ら選んで行う「生涯学習」による生きがいがづくりが重要である。

小諸市の強みである歴史的・文化的資産も活用しつつ、自ら学ぼうとする市民ニーズに対応することにより、生涯にわたる生きがいがづくりを支援する。

◎ 互いの人権を尊重するまちづくりを進める。

部落差別、性差別、学校や職場でのいじめなどに見られるように、人権意識が希薄なために日々の生活の中で悲しい思いをする人がいる。そういう思いをする人が一人でも減るように、人権啓発、人権同和教育を進める。

◆目標

- 「梅花教育＝小諸教育」の精神を基礎に、整備された「学ぶ環境」のもと、子どもたちが「自ら学び、考え、理想に向かって行動している」状態。
- 各年齢段階に応じた施設サービスの提供や保護者の経済的負担の軽減などにより、子どもたちが明るく健康に成長している状態。
- 生涯学習の題材として、貴重な図書館・美術館・博物館等の機能の充実が図られるとともに、地域の公民館活動の支援により、市民誰もが生涯学習を通じた生きがいがづくりをしている状態。
- 全ての人の人権が尊重されるとともに、文化や個性の違いを認め合い、市民の人権意識が高揚した状態。

【政策 2】

豊かな自然と共生し、限られた資源の有効活用により、持続可能なまちづくりを進めます

所管：市民生活部

◆ミッション

豊かな森林、豊富な水資源、高い晴天率などの恵まれた自然環境や小諸ならではの景観を守り、育てるとともに、それらを含めたあらゆる「モノ」を有限の貴重な資源として捉え、その有効活用を図ることを通じて、持続可能な環境にやさしいまちづくりを進める。

◆SWOT分析

	資源分析（内的要因）	環境分析（外的要因）
プラス面	<p>強み（S）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな森林と水資源 ・晴天率の高い高原性気候 ・長い日照時間 ・小中学校における環境教育の実績 ・ごみの高資源化率 ・高い自然エネルギー活用の可能性 	<p>機会（O）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別に対する住民意識の高さ ・公共施設への太陽光発電システム導入などによる代替エネルギーのアピール ・再生可能エネルギーを活用した電力の全量売電制度
マイナス面	<p>弱み（W）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の増加 ・森林や農地の荒廃化の進行 ・ごみ処理に関する住民意識の温度差 ・不法投棄の増加 ・唐松林の多さ ・林業後継者の不足（森林の再生が進まない） ・民間委託による燃やすごみの処理の不安定さ 	<p>脅威（T）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局地的なゲリラ豪雨の発生 ・地球の温暖化の進行 ・浅間山麓の松くい虫被害の拡大 ・外来種の植物・生物の増加 ・外国資本による水源林の買収の懸念 ・放射性物質を含んだ焼却灰等を受け入れる処分場の存在に対する市民の不安感

◆方針

◎ 豊かな森林や水資源などの自然環境を保全するとともに、その有効活用を図る。

小諸市は、豊かな森林や豊富な水資源などの自然環境に恵まれているが、林業後継者の不足等による森林の荒廃、水資源確保を目的とした外国資本による森林買収の懸念などの問題を抱えている。このため、造林、育林、間伐や針広混交林化、広葉樹林化などの多様な方策により持続的な森林整備活動に取り組む。また、近隣市町村等と連携し、水資源の保全のための取り組みを行う。

◎ 再生可能エネルギーの実用化に取り組むとともに、引き続き省エネルギー政策を推進する。

小諸市は、長い日照時間や豊富な水資源といった強みや、坂のまちという地形的な特性がある。こうした強みを活かした太陽光発電、小水力発電など再生可能な自然エネルギーの実用化に取り組むとともに、引き続き省エネルギー政策を推進し、全国的なモデルともなり得るような「地球環境にやさしいまち」をめざす。

◎ ごみの減量化・再資源化を推進する。

小諸市は、ごみの再資源化率が高く、分別に対する住民の意識も高い。しかし、ごみ処理に関する住民意識には温度差があり、不法投棄も増加している。そのため、新ごみ焼却施設の建設も新たな契機としつつ、ごみの安定的な処理やさらなる資源化率の向上、まだ改善の余地の大きいごみの総量抑制などの取り組みを進める。

◎ 環境教育を推進する。

小諸市では、ごみの分別に対する住民の意識が高い。この状態を維持・発展させるために、次世代につながる環境教育を推進する。

◎ 公共用水域の保全を図る。

下水道や合併浄化槽により、生活排水等を衛生的かつ効率的に処理することを通じ、快適な住環境を実現するとともに、公共用水域を良好な状態に保全する。

◆目標

- 森林整備が進み、木材や間伐材が有効に利用されるとともに、水資源の保全など森林の持つ多面的機能が活かされている状態。
- 省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの活用により、CO₂の排出が削減された状態。
- 廃棄物と資源物が安定的に処理され、処理施設が適正に管理されるとともに、環境教育の推進により、ごみ・資源の分別が徹底され、不法投棄がなくなり、生活環境や自然環境が良好に保たれている状態。
- 小諸ならではの環境を守り育てるため、市民・企業・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、環境に対する意識が高まっている状態。
- 生活排水等が下水道や合併浄化槽により処理され、公共用水域が保全されている状態。

【政策3】

みんなが健康で、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます

所管：保健福祉部

◆ミッション

少子化、超高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない社会情勢の中、保健と福祉、そしてそれに関連した施策を総合的に展開することにより、誰もが生涯を通じて、健康で安心して暮らし続けることのできる地域をつくる。

◆SWOT分析

	資源分析（内的要因）	環境分析（外的要因）
プラス面	<p>強み（S）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の長寿 ・保健センターの存在 ・スタッフ、専門職の連携 ・健康・福祉に係るデータの蓄積 ・関係部署・関係機関との連携・協力 ・ワークポート野岸の丘、すみれホーム、はこべの家、こもロッジの存在 ・県平均より低い一人当たり医療費（国民健康保険・後期高齢者医療制度） ・介護サービスの充実 ・障がい者団体の育成と自立 	<p>機会（O）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健推進委員会とそのOB会、食生活改善推進協議会 ・民間運動施設の存在 ・健康づくりのための施設の充実 ・市街地を中心とした多数の個人医院の存在 ・健康意識の高まり ・小諸厚生総合病院と小諸高原病院の存在
マイナス面	<p>弱み（W）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬の寒さ ・未婚者の増加 ・低い検（健）診受診率 ・マンパワーの不足 ・不十分なデータ活用 ・保健センターと市役所の分離 ・独居高齢者の増加 ・限られた交通手段 ・要介護者の増加 ・介護に携わる若年層の減少 ・市街地の商業機能の低下（大型店がない） 	<p>脅威（T）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口の減少（流出） ・少子化と高齢化 ・核家族化、単身世帯の増加 ・職員数の減少 ・経済の停滞、雇用情勢の悪化 ・伸び続ける医療費 ・生活スタイル、健康感の多様化 ・地域におけるコミュニティの弱体化 ・認知症の増加 ・生活困窮者と生活保護受給者の増加 ・権限移譲に伴う業務量の増加と財政負担の増加

◆方針

◎ 地域医療体制の構築を進める。

市民の安全・安心を確保するため、二次救急医療体制の維持・確保のための支援を行う。

◎ 子どもの頃からの健康的な生活習慣づくりを進める。

生涯を通じて健やかに暮らすため、妊娠期における妊婦の生活習慣を含め、子どもの頃から健康的な生活習慣を身に付けるための支援を行う。また、乳幼児の健康状態や発達・発育の状況を確認し、疾病予防、疾病の早期発見、早期治療、療育につながる取り組みを行うほか、関係機関・関係者との連携、各種データの分析・共有化等により、生涯を通じた健康管理の支援を行う。

◎ 高齢者・障がい者等を地域で支え合う体制づくりを進める。

高齢者や障がい者等を取り巻く環境は、ますます多様化し、それに伴って様々なニーズが生まれているが、その一方で、マンパワーの不足が問題となっている。小諸市においては、地域コミュニティは以前と比べれば弱体化し、コミュニティ意識も希薄化してきてはいるが、まだまだその力を留めているといえる。

このため、地域内の様々な組織や人材が連携を図り、互いに協力することにより、高齢者や障がい者等の社会的弱者を地域全体で支え合う体制を構築し、住み慣れた地域で生涯暮らし続けることのできるまちづくりを進める。

◎ 地域で健康づくりについて学び、実践する取り組みを支援する。

市民の健康意識の高まりを好機ととらえ、市内の運動施設や健康づくりのための施設の活用を進めるとともに、その充実を図る。また、生涯学習分野との連携を強化し、地域で生涯を通じて「からだ」と「こころ」の健康づくりを進める取り組みを支援する。

◆目標

- 必要な時に、すぐに必要な医療を受けることができる状態。
- 必要な時に、健康教育・検診（健診）・相談ができる支援体制がある状態。
- 地域での介護予防教室を展開し、地域で支え合うことにより、要介護認定者の増加が抑制された状態。
- 障がい福祉サービスを受けたいと思った時、福祉サービスが迅速に受けられる状態。
- 子どもから高齢者までの、健康維持・増進のために、ニーズに合ったスポーツの機会が提供されるとともに、体育施設の環境が整備されている状態。

【政策 4】

安全・安心で、快適な暮らしやすいまちづくりを進めます

所管：建設部・上下水道部

◆ミッション

市民みんなが安全に、そして安心して暮らすことができるよう、防災や防犯などに配慮するとともに、様々なライフラインやインフラなど、安全で快適な生活や経済活動をはじめとする全ての市民活動の基盤となる環境の整備を進める。

◆SWOT分析

	資源分析（内的要因）	環境分析（外的要因）
プラス面	<p>強み（S）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフコミュニティの取り組み ・道路に関心のある住民（団体）の存在 ・坂のまちという特性 ・恵まれた水源（地下水、湧水） ・自然流下での配水 ・公共用水域の改善 ・生活道路の維持補修に対する重要度が上位（市民意識調査結果） 	<p>機会（O）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心への社会的な意識の高まり ・首都圏等からの交通の利便性（首都圏等から近い。高速道IC、新幹線駅から比較的近い。） ・長い日照時間 ・高い下水道普及率
マイナス面	<p>弱み（W）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた財源 ・高い高齢化率 ・冬期間の厳寒な気候（道路の凍結等） ・少ない平地（坂のまち） ・空き家の増加 	<p>脅威（T）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線駅がない

◆方 針

◎ 地域で安全・安心なまちをつくる体制を構築する。

安全・安心に対する社会全体の意識の高まりやセーフコミュニティの取り組みを活かしながら、防災・防犯関係団体との連携の強化、正確で迅速な情報の伝達・管理など、地域全体で安全・安心を守るための仕組みを構築する。また、より実践的な防災教育や防災訓練に取り組む。

◎ 効率的で公平性の高い社会基盤の整備を進める。

市民意識調査において、生活道路の新設に対する重要度が低く、その反面、維持補修に対する重要度が高いという結果にも見られるように、道路や公園などのほか、いわゆるハコモノといわれる社会基盤は、これまでの「新設」から、「改良」「維持補修」等により長寿命化を図る時代になっている。

自主財源が限られる中において、最少の経費で市民益の最大化を図るという観点から、効率的で公平性の高い社会資本整備を計画的に行う。

◎ 安全・安心・安定したライフラインの安価な供給を行う。

ライフラインのうち市が担う上水道は、市民意識調査において、満足度・重要度とも高い結果となっており、現在のサービスを今後もより効率的に維持していく方策が求められる。

上水道は、公営企業による事業であることから、公共性とともにより経済性の発揮が求められており、利用者である市民の受益という観点からその意義について十分に意識し、事業を推進する。

◆目 標

- 市や区をはじめとした全ての関係者が、地域住民同士の交流や絆の強化を活かして、安全・安心なまちづくりに主体的に取り組んでいる状態。
- 社会基盤が長寿命化され、災害時の危険が解消された状態。
- コンパクトで低炭素な都市が実現されている状態。
- 中心市街地と地域が公共交通で有機的につながっている状態。
- 全ての市民が、安全で良質な水を常時、安定的に利用できる状態。また、災害等の緊急時にあっては、迅速な給水対応により利用できる状態。

【政策5】

地域資源を最大限に活用し、産業の活性化と交流の拡大を図ります

所管：経済部

◆ミッション

第1次、第2次、第3次の各産業の活性化及び新たな第6次産業の育成・支援を図ることを通じ、産業の競争力を高めるとともに、雇用の場を確保し、市民の生活基盤を整える。また、様々な交流を拡大し、活発化することにより、地域の活力を高める。

◆SWOT分析

	資源分析（内的要因）	環境分析（外的要因）
プラス面	<p>強み（S）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある温泉 ・ 標高2千mの高原まで車で30分で行けるロケーション ・ 体験農業等における実績の蓄積 ・ 豊富な農産物（高原野菜、果樹栽培等） ・ 豊富な観光資源 ・ 少ない自然災害 ・ 学校給食における地産地消の拡大 ・ 中心市街地の活性化に取り組む市民・団体の存在 ・ 歴史的な景観の存在 	<p>機会（O）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官の連携（信州大学ほか） ・ 都市との交流人口の増加 ・ 当市を舞台とした映画アニメの放映 ・ 第6次産業の推進と拠点整備への期待感 ・ 団体旅行から個人旅行への変化 ・ 本物志向 ・ 女性の社会進出 ・ 中心市街地への都市機能の集約化（コンパクトシティ）という社会的要請や国の方針
マイナス面	<p>弱み（W）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大手企業に依存した産業構造 ・ 観光地の通過型化 ・ 農業従事者の高齢化 ・ 農業後継者の不足 ・ 商店・商店街の衰退 ・ 中心市街地の高齢化率の高さ ・ 空き店舗の増加 ・ 姉妹都市交流活動のマンネリ化 ・ 情報発信力の弱さ 	<p>脅威（T）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TPP ・ 円高 ・ 企業の海外進出 ・ 郊外大型店の存在 ・ モータリゼーションの継続 ・ 他市町村の類似した動き ・ 少子高齢化 ・ 人口減少 ・ 佐久平中心の商圈 ・ 長引く景気低迷

◆方針

◎ 地域資源を活用した第6次産業の育成・支援を図る。

小諸市には、豊富な野菜や果樹などの農産物がある。他方で、大手企業に依存した産業構造、農業従事者の高齢化、農業後継者不足という現状があり、生産から加工・販売までを一貫した産業の育成が必要となっている。このため、各産業間の連携を強めた第6次産業化の育成・支援により特色ある産業振興を図る。

◎ シティプロモーションの推進により、交流人口・移住人口の増加を図り、地域の活力を高める。

少子高齢化という時代を迎え、コンパクトシティの形成による活性化が注目され、社会的要請が高まりを見せている。また、グリーンツーリズムに代表される都市と農村の交流に対するニーズが高まっている。

これらを踏まえ、住む人にとって便利でやさしいまちや、恵まれた自然・風土の中で癒しを感じられる地域を形成することを通じて、交流人口・定住人口の増加を図り、人口減少社会にあっても活力を失わないまちづくりを進める。

◎ 地域の特性を活かした企業誘致の推進と、起業に対する支援を行う。

小諸市には、首都圏から近く、自然災害が少ないという強みがある。この強みを活かし、リスク分散を求めている企業を呼び込むとともに起業家を育成する。

◆目標

- 豊富な農産物を中心とした販売・加工・情報発信や観光とが相互に結びつき、各産業の連携が進み、確かな暮らしと豊かさが実感できる状態。
- シティプロモーションを実施して、市民が小諸を誇りに思い、市外の多くの人が「小諸」の名前を認知して訪れたいと思い、実際に小諸に来て小諸の自然、歴史、風土、文化に触れ、小諸市民との交流が活発になっている状態。
- 働きたいと思ったときに働ける職場がある状態。自ら起業したいと思ったときに起業しやすい環境にある状態。

【政策 6】

地域の様々な主体と協働し、みんなが暮らしやすい地域づくりを進めます

所管：総務部

◆ミッション

地方分権が進展する現代、多様化する地域のニーズに対応するためにも、地域の個性や実情等に合わせて自らが必要な事項を決定し、自らの知恵や力で自らの地域を創っていくという「分権型」のまちづくりが必要である。

小諸市が持つ個性や特性、実情等に合った「分権型」のまちづくりを進めるため、地域の様々な主体の役割と責任を明確にし、市民とともにみんなが暮らしやすい地域づくりを進める。

◆SWOT分析

	資源分析（内的要因）	環境分析（外的要因）
プラス面	<p>強み（S）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の制定 ・道普請など昔から機能している協働作業の存在 ・セーフコミュニティの取り組み ・行政区と市のつながり 	<p>機会（O）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団塊世代のまちづくりへの参加の期待 ・歴史や文化など、市民が共通して大切に考えている資源の存在 ・企業の社会貢献活動の増加
マイナス面	<p>弱み（W）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低い自治基本条例の認知度 ・市民の間にある排他的な気風 ・近隣同士の連帯感の希薄化 	<p>脅威（T）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの担い手の高齢化 ・生産年齢人口の減少 ・コミュニティ意識の希薄化

◆方針

◎ 自治基本条例の市民への浸透を図る。

平成22年4月に施行した小諸市自治基本条例は、協働による市民主体のまちづくりを推進するための基本的なルールを定めたものであるが、市民の認知度が低く、その理念が地域に根付いていないのが現状であるため、広く市民への浸透を図るとともに、制定から4年目を迎えることから、市民参加により見直しを行う。

◎ 市民へのわかりやすい情報提供を進める。

市政に関する情報は、行政だけのものではなく、市民との共有の財産である。このことを正しく認識し、市政経営のそれぞれの段階において、積極的かつわかりやすく情報の提供を行うことにより、市民に対する説明責任を果たす。

◎ 協働を意識した市政経営を推進する。

市民意識調査によると、半数以上が「みんなで連携・協力するためには『市民参加型事業の推進』に力を入れるべき」と回答している。このため、市民参加型事業をできるだけ多く創出し、その推進が図られるよう、あらゆる施策において、協働を意識した市政経営を進める。

◎ 市民活動・ボランティア活動の支援を行う。

市民意識調査によると、半数近くが『市民の公共的な活動の支援』に力を入れるべき」と回答している。また、自治基本条例では、自主的に公益活動を行う組織である「市民活動団体」の役割を、「地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努める」ことと定めている。

しかし、その担い手の高齢化等によるボランティア団体の弱体化や、コミュニティ意識の希薄化等による地域コミュニティの弱体化等が進んでいるのが現状であることから、団塊世代の市民のまちづくりへの参加を促進するなど、市民活動・ボランティア活動に対する支援を行う。

◆目標

- 市民一人ひとりが、小諸市自治基本条例の理念である「自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会をつくる」主体であることを認識している状態。
- 市の提供する情報が的確に届き、市民が市政を正確に把握できる状態。
- 多くの市民参加型事業が創出されるとともに、あらゆる施策において、協働を意識した計画が立案され、実施されている状態。
- 区や市民活動団体が、それぞれの特性を理解し、その特性を活かしてまちづくりに参画している状態。

【政策 7】

地方分権時代にふさわしい自律した行政経営を進めます

所管：総務部

◆ミッション

市民益の最大化のために、職員一人ひとりが自ら考え、行動し、問題解決する「自律した組織」に変革することにより、地方分権時代にふさわしい、地域の実情に即し、自立した行政を確立する。

◆SWOT分析

	資源分析（内的要因）	環境分析（外的要因）
プラス面	<p>強み（S）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政の健全性（財政指標・基金残高・市債残高） ・ 職員の意識改革の進捗 ・ ダイアログについての一定の素地 ・ 意欲的な若手職員の存在 ・ 他市と比べて小さい第三セクター・土地開発公社の負債額 	<p>機会（O）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的な知名度 ・ 政策的に50年に一度ともいえる転機（市庁舎・図書館・小諸厚生総合病院等） ・ 行政マネジメントシステムの導入（計画・予算・評価の連動） ・ 低水準な起債利子
マイナス面	<p>弱み（W）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の削減による職員の負担増、組織力の低下 ・ 過去の様々な改革の取り組みとその挫折・失敗による職員の徒労感 ・ 新たな改革の取り組みへの拒否反応 ・ 職員の指示待ち姿勢 ・ 脆弱な財政基盤（担税力・自主財源等） ・ 施設の散在、老朽化（庁舎・小学校等） 	<p>脅威（T）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景気の低迷（市税収入の減少） ・ 人口の減少傾向 ・ 高齢化率の上昇傾向 ・ 懸案の重要事業に必要となる多額の財源と、その他の事業に充てる財源の不足の懸念

◆方 針

◎ 最少の経費で最大の行政効果が得られるよう、効率的、効果的で透明性の高い市政経営を推進する。

◎ 財政基盤強化のため、自主財源の確保に向けた戦略的な取り組みを行う。

現状分析からもわかるとおり、財政基盤は不安定要素はあるものの、財政指標からは良好な財政状況を維持している。こうした中で、50年に一度ともいえる大型プロジェクトを進めるにあたっては、効率性、有効性、透明性の高い行政経営がより重要であり、自主財源の確保に向けた戦略的な取り組みも必要となる。

また、ここ数年の職員削減の結果、組織力の低下が見られる。職員を、経費の削減や効率性等の観点から捉えるだけではなく、人的な資源として明確に位置付け、その確保・育成において高い戦略性をもつ必要がある。

そして、自治基本条例において規定されている市政経営の姿を実現するため、「計画～予算～評価」を一連の流れとして捉え、トータルに運用する行政マネジメントシステムを構築し、その円滑な運用に全庁をあげて取り組む。

◎ 自ら考え、行動する、自律した人材を育成する。

◎ 事実前提から価値前提の組織風土へ変革する。

これまでの改革に向けた様々な取り組みとその挫折や失敗に徒労感を抱いていたり、新たな改革の取り組みに拒否反応を示す職員がいるのも事実ではあるが、一方、職員意識調査からは、意識改革が進んでいる面も認められる。同じく職員意識調査から、上位の職位の職員よりも若年の職員の方が意識や意欲が高い傾向が見られる。

このため、若年の職員に対しては、仕事に対する意欲を失わせることなく、能力を伸ばし、自律した組織にふさわしい職員となるよう、人材育成の取り組みを行う。

一方、管理監督者については、上記のように意識や意欲が低い要因を明らかにするとともに、自律した組織における真のリーダーとなるよう、改善の取り組みを早急に行う。

◆目 標

- 効率的、効果的で透明性の高い市政経営のための仕組みが構築され、運用されている状態。
- 将来にわたり安定した健全財政が維持されている状態。
- 価値前提の組織風土が醸成された状態。
- 利用者の利便性が高い庁内サービスが効率的に提供されている状態。



Ⅲ. 施策



～ みんなの笑顔が輝く、生きがいのまちづくり 【子育て・教育】～
【政策1】「次代を担う市民」と「みんなの生きがい」を育みます

【施策1-1】

政策内優先順位（1／4）

梅花教育を推進します

主管課：子ども教育課

◆方針

（目的）

「梅花教育」の精神を基に、子どもたちの「自ら学び、考え、理想に向かって行動する力」を育成するため、子どもをとりまく「学ぶ環境」を整え、学力・体力・道徳心の向上をめざす。

◆目標

・目標

「梅花教育」が再定義され、0歳から義務教育まで、その精神に基づいて、一貫した教育実践ができる環境が整った状態。

（目標設定根拠）

「梅花教育」が再定義され、それが各年代で実践され、その方法が定着するまでに4年間は必要であると思われる。よって、「梅花教育」の精神が再定義され、浸透された状態を目標とする。

併せて、再定義された「梅花教育」に基づいて、学校現場の環境を継続的に改善することにより、子どもたちの学習意欲及び体力の向上を図ることが可能となるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 全国学力状況調査における小学校・中学校の全国平均との対比	99.0%				101.0%	学校現場の環境整備により、学力向上を図り、計画期間内に全国平均を上回るようにしたいから。
② 全国体力状況調査における小学校6年生の全国平均との対比	94.4%				100.0%	学校現場の環境整備により、学力向上を図り、計画期間内に全国平均まで引き上げたいから。
③ 小学校・中学校の不登校者数	51人	49人	46人	44人	41人	生き抜く力を育成することにより、現状の20%減をめざしたいから。

◆主な事業

運動遊び事業／学校運営費／学校給食及び学校改築計画策定事業／施設維持管理事業
／学校管理費運営費

◆個別計画

～ みんなの笑顔が輝く、生きがいのまちづくり 【子育て・教育】～
【政策1】「次代を担う市民」と「みんなの生きがい」を育みます

【施策1-2】

政策内優先順位（2／4）

子育て環境を整備します

主管課：子ども教育課

関連課：厚生課

◆方針

（目的）

子どもたちが明るく健康に成長するための環境や、安心して子育てができる環境を整備するため、出生時から各年齢段階に応じた必要な施設サービス等を充実するとともに、子育てに要する経済的負担の軽減を図る。

◆目標

・目標

施設利用児童の保護者負担が軽減され、子育て中の市民が、各年齢段階に応じた必要な施設サービス等の支援が受けられる状態。

（目標設定根拠）

子どもの各年齢段階に応じて、利用できる施設やサービスを充実することにより、子育て世代の市民が利用しやすくなるから。また、経済的負担を軽減することにより、安心して子育てがしやすい環境になるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 子育てしやすい環境づくり（市民意識調査での「満足」「やや満足」の合計割合）	10.2%	10.6%	11.0%	11.4%	12.0%	計画期間内に、4年前の市民意識調査の「満足」「やや満足」の合計割合（11.7%）以上の水準まで改善したいから。
②						
③						

◆ 主な事業

保育所費運営費／私立保育園運営／私立幼稚園補助金／子どもセンター運営事業／児童施設運営事業

◆ 個別計画

子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から）

～ みんなの笑顔が輝く、生きがいのまちづくり 【子育て・教育】～
【政策1】「次代を担う市民」と「みんなの生きがい」を育みます

【施策1-3】

政策内優先順位（3／4）

市民が主体的に学べる生涯学習の場を提供します

主管課：生涯学習課

◆方針

（目的）

市民誰もが生涯学習により生きがいを見出すことができるようにするため、小諸の財産である図書館・美術館・博物館等の機能を充実し、生涯学習の題材を増やすとともに、地域の公民館活動への支援を通じて、身近な場での学習機会を増やす。

◆目標

・目標

美術館・博物館等が単なる作品展示の場ではなく、生涯学習の題材となるような運営がなされるとともに、公民館・分館・支館においても活発に生涯学習が行われている状態。

（目標設定根拠）

市民のニーズに合った学びの機会を充実させることにより、多くの市民が生きがいを見つけ、身近な場において自主的な活動が活発化するから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 公民館講座延べ受講者数	5,200人	5,300人	5,400人	5,500人	5,600人	市民のニーズを踏まえ、公民館講座の充実を図ることにより、毎年度着実に受講者を増加させたいから。
② 図書館貸出冊数	139,374冊	140,000冊	141,000冊	142,000冊	355,000冊	臨時図書館での運営期間中は、開架冊数が減少するため微増と予測されるが、新図書館開館後は、新たな学びの場となり、2.5倍となる取り組みが可能だから。
③						

◆主な事業

新図書館建設費／生涯学習推進事業／学級・講座等開催事業／公民館報発行事業／支館・分館費

◆個別計画

生涯学習基本構想／子ども読書活動推進計画

～ みんなの笑顔が輝く、生きがいのまちづくり 【子育て・教育】～
【政策1】「次代を担う市民」と「みんなの生きがい」を育みます

【施策1-4】

政策内優先順位（4 / 4）

市民の人権意識を高めます

主管課：人権政策課

関連課：生涯学習課

◆方針

（目的）

互いの人権が尊重され、人が人として生きられる差別のない小諸市を築くため、家庭、学校、企業、地域などあらゆる分野で、人権に関する学習機会の提供、相談体制の充実、人権侵害をなくす啓発を行うことにより、市民の人権意識を高める。

◆目標

・目標

- ① 家庭、学校、企業、地域などで、人権同和教育・人権啓発を進めることにより、市民一人ひとりの人権意識が高まり、人権同和问题に対する理解や認識が深まるとともに、差別や偏見がなくなっている状態。
- ② 一人ひとりの市民が、性別にとらわれず、自分らしい生き方や価値観を尊重し合いながら、ともにいきいきと生きている状態。
- ③ 市民の国際感覚が高まり、様々な国籍の住民がいきいきと暮らしている状態。

（目標設定根拠）

- ① 人権の意識調査によると「差別や偏見がある」と半数近くが回答している。市民の人権意識が高まれば、差別や偏見がなくなり、暮らしやすくなるから。
- ② 男女共同参画の意識調査によると「男性が優遇されている社会」と感じている人が69%いる。性別にとらわれず、その人らしい生き方や価値観が尊重されれば、ともにいきいきと生きられるから。
- ③ 市民みんなが文化や個性の違いを認め合い、国際感覚を持つようになれば、様々な国籍の住民同士の交流や、それを支え合う気運も広がり、暮らしやすくなるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 市民人権懇談会等実施区	32区	33区	33区	34区	34区	過去3年間の平均は32区であるが、未実施の区に積極的に働きかけることにより、市内68区の半数の区の実施を見込む。
② 人権センター利用者	9,211人	9,700人	9,700人	9,700人	9,700人	市民会館の閉館により、一時的に増加する考えられるが、その後は大幅な変化はないと見込まれるから。
③ 女性が参画していない審議会数	3	2	2	1	0	女性が参画していない審議会数を次第に減らし、計画期間中に、全ての審議会に女性が参画するようにしたいから。

◆主な事業

人権同和教育推進事業／隣保館運営事業／男女共同参画推進事業／人権同和教育促進事業／多文化共生推進事業

◆個別計画

部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画／男女共同参画こもろプラン

～ かけがえのない自然環境を守り、持続可能なまちづくり 【環境】 ～
【政策 2】 豊かな自然と共生し、限られた資源の有効活用により、持続可能な
まちづくりを進めます

【施策 2-1】

政策内優先順位（1 / 5）

ごみの減量化と再資源化を進めます

主管課：生活環境課

◆方針

（目的）

豊かな自然環境を守るため、分別の徹底により、ごみの減量・再資源化を推進し、処理費用の削減を図る。また、周辺環境の保全を図るため、廃棄物を安定的に処理できる体制を整備し、処理施設を適正に管理運営する。

◆目標

・目標

- ① ごみの分別の徹底が市民に浸透し、リサイクルが推進され、ごみ処理量が減少している状態。
- ② 廃棄物処理施設や収集運搬体制について、経済的、安定的な施設管理や収集体制が構築され、廃棄物が適正に処理され、周辺住民が安心して生活できる状態。

（目標設定根拠）

- ① 市民の分別意識が向上すれば、資源物が適正に分別され、リサイクル量の増加による売却収入の増加など、ごみ処理経費の節減につながるから。
- ② ごみ処理は経済的な処理が求められるが、安定的で適正な処理体制の構築は、周辺住民にとって最優先されるべきものであり、周辺環境の保全にもつながるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 家庭から排出されるごみの資源化率	50.50%	51.60%	52.80%	53.90%	55.00%	ごみの組成調査結果(燃やすごみに約1/3資源物が混入)から、分別の徹底により、計画期間中に55%まで高めることが可能だから。
② 家庭から排出される可燃ごみの年間処理量	3,343 t	3,307 t	3,271 t	3,235 t	3,200 t	新焼却施設の稼働による利便性の向上に伴い、処理量の増加が懸念されるが、有料化後の最小処理量をめざしたいから。
③						

◆ 主な事業

新焼却施設建設事業／収集運搬運営事業／可燃物処理委託事業／埋立処理場運営事業
／浅麓環境施設組合運営費分担金

◆ 個別計画

ごみ処理基本計画／分別収集計画／一般廃棄物処理実施計画／新ごみ焼却施設基本計画

～ かけがえのない自然環境を守り、持続可能なまちづくり 【環境】 ～
【政策 2】 豊かな自然と共生し、限られた資源の有効活用により、持続可能な
まちづくりを進めます

【施策 2 - 2】

政策内優先順位 (2 / 5)

森林を保全・育成し、その有効活用を図ります

主管課：農林課

関連課：生活環境課／総務課

◆方針

(目的)

水資源を保全し、森林の持つ多面的機能を最大限に活用するため、効率的な間伐・搬出ができるよう林道など生産基盤の整備を促進する。また、森林を有効活用するため、森林が生み出す木材や間伐材を有効に活用する。

◆目標

・目標

- ① 林道網の整備と適正維持管理が行われ、効率的な伐採・搬出ができる状態。
- ② 森林整備計画に基づく造林・育林・保全が進んでいる状態。
- ③ 有害鳥獣対策が進み、被害が減少している状態。
- ④ 森林が生み出す木材や間伐材が有効に活用されている状態。

(目標設定根拠)

- ① 林道網が整備され、維持管理されることで、効率的な間伐や搬出ができるから。
- ② 造林・育林が進めば、林業の循環再生が可能となるから。
- ③ 有害鳥獣対策が進めば、林業・農業被害が減少するから。
- ④ 間伐材が有効活用されれば、森林整備のための間伐が促進されるとともに、限られた資源の有効活用にもつながるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 森林の間伐等面積 (間伐・除伐・下刈りを含む。)	66ha	136ha	206ha	266ha	326ha	間伐・除伐等を進めることにより育林が進み、林業が振興されるとともに、CO2削減にもつながるため、年次的に実施面積を増やしたいから。
② 有害鳥獣の捕獲数 (シカ・イノシシ・ハクビシン)	103	103	103	103	103	農林業を守り、自然との共存を図るためには、一定数の有害鳥獣を捕獲し、個体数を調整することが必要だから。
③ 市民森林教室参加者数	0人	30人	35人	40人	45人	市内の親子等を対象に、森林教室を開催することで、森林保全や環境影響についての意識付けがなされるから。

◆主な事業

有害鳥獣対策／森林再生プロジェクト／森のエネルギー推進事業補助金／松くい虫防除対策事業／森林づくり推進支援金事業

◆個別計画

森林整備計画／「水循環・資源循環のみち 2010」構想／生活排水処理計画／社会資本総合整備計画／環境基本計画／地域防災計画／鳥獣被害防止計画

～ かけがえのない自然環境を守り、持続可能なまちづくり 【環境】～
【政策2】 豊かな自然と共生し、限られた資源の有効活用により、持続可能な
まちづくりを進めます

【施策2-3】

政策内優先順位（3／5）

省エネルギー政策を推進し、再生可能エネルギーの普及を促進します

主管課：生活環境課

◆方針

（目的）

地球環境にやさしいまちづくりのため、太陽光や水力などの再生可能エネルギーの活用を、公共施設をはじめ、企業や個人住宅にも推進する。

◆目標

・目標

主要な公共施設や必要とする個人住宅等に、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置が進んでいる状態。

（目標設定根拠）

公共施設や個人住宅等に太陽光発電等の設備の設置が進むことで、持続可能な地球環境にやさしいまちの実現が図られるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 公共施設における太陽光発電設備設置数	12件	14件	16件	18件	20件	災害時に緊急避難所となり得る公共施設のうち、既に設置済の小中学校を除き、50人以上収容可能な施設が10施設あるため、順次、年次的に設置したいから。
② 中小水力発電設備設置数	1件	1件	2件	2件	3件	今後、野火附埋立処理場及び深沢砂防ダム等における中小水力発電設備の設置をめざしたいから。
③						

◆主な事業

環境対策費運営費

◆個別計画

環境基本計画／共に取り組むCO₂削減計画こもろ

～ かけがえのない自然環境を守り、持続可能なまちづくり 【環境】 ～
【政策 2】 豊かな自然と共生し、限られた資源の有効活用により、持続可能な
まちづくりを進めます

【施策 2 - 4】

政策内優先順位（4 / 5）

住民の環境に対する意識を高めます

主管課：生活環境課

関連課：都市計画課

◆方 針

（目 的）

小諸らしい自然景観と歴史的景観を守り育て、持続可能な環境にやさしいまちづくりをめざすため、市民・企業・行政がそれぞれの役割と責任を認識する。

◆目 標

・目 標

- ① 住民の景観に対する意識が高まり、景観形成活動に参加する場がある状態。
- ② 衛生自治会等と連携が図られ、区内清掃等の実施により自然環境が良好に保たれている状態。

（目標設定根拠）

- ① 景観形成活動をする場があれば、住民も参加しやすくなり、美しい景観を守ることにつながるから。
- ② 分別の徹底を強化すると、住民意識の温度差により不法投棄の増加が懸念されるが、衛生自治会等と連携し、区内清掃等を定期的の実施すれば、不法投棄されにくい環境をつくることができるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 区内清掃年間実施回数	145回/年	145回/年	145回/年	145回/年	145回/年	毎年減少傾向にあるが、現状を維持したいから。
② 家庭ごみの不法投棄回収量	689袋/年	670袋/年	650袋/年	630袋/年	610袋/年	計画期間中に、現状の10%以上の減少をめざしたいから。
③						

◆主な事業

環境衛生費運営費/狂犬病予防事業/高峯聖地公園費運営費/区内清掃支援事業/不法投棄対策事業

◆個別計画

環境基本計画/ごみ処理基本計画/分別収集計画/一般廃棄物処理実施計画/景観計画

～ かけがえのない自然環境を守り、持続可能なまちづくり 【環境】～
【政策2】 豊かな自然と共生し、限られた資源の有効活用により、持続可能な
まちづくりを進めます

【施策2-5】

政策内優先順位（5／5）

市内全域の水洗化を促進し、公共用水域を保全します

主管課：下水道課

関連課：生活環境課

◆方針

（目的）

快適な住環境と持続可能な水環境を創出するため、下水道や合併浄化槽により、生活排水等を衛生的かつ効率的に処理し、公共用水域の保全を図る。

◆目標

・目標

生活排水施設等の総合的整備と、安全で安定した下水道関連施設の運転管理により、全ての市民が快適な生活環境を享受できる状態。

（目標設定根拠）

市内で生活する誰もが、生活排水等を衛生的かつ効率的に処理することができるようになることで、快適な生活環境を享受するとともに、公共用水域保全の役割を果たせるようになり、住環境と水環境の向上につながるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 汚水処理人口普及率	96.0%	96.3%	96.4%	96.5%	96.6%	H18年度で農業集落排水事業が完了し、H20年度からの合併浄化槽整備集中促進期間もH24年度で一段落するため、公共下水道の残地区の整備計画から、毎年度平均1%の伸びが見込めるから。
② 快適生活率（水洗化率）	80.2%	82.2%	82.8%	83.5%	84.2%	これまでの汚水処理事業の促進の状況から、毎年度平均1%の伸びが見込めるから。
③						

◆ 主な事業

公共下水道事業資本的支出 建設改良費（特定環境保全公共下水道建設事業費・公共下水道建設事業費・固定資産購入費）／浄化槽設置整備事業／浄化槽維持管理補助事業

◆ 個別計画

環境基本計画／「水資源・資源循環のみち 2010」構想／生活排水処理計画／社会資本総合整備計画／地域防災計画／公営企業経営健全化計画

～ みんなが健康ではつらつと暮らすまちづくり 【健康・福祉】～
【政策3】 みんなが健康で、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを
進めます

【施策3-1】

政策内優先順位（1／5）

みんなが安心して暮らせるための地域医療体制を充実させます

主管課：保健課

関連課：街再生推進室

◆方針

（目的）

必要な時にすぐに必要な医療を受けることができる体制を構築するために、二次救急医療体制の充実と病診連携に向けた支援を行う。

◆目標

・目標

二次救急医療機関が将来にわたり安定して存続し、地域の各医療機関と緊密な連携が図られている状態。

（目標設定根拠）

二次救急医療機関が安定して存続し、地域内の緊密な病診連携が図られていれば、必要な時にすぐに必要な医療を受けることができる体制が整備されていることになるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 病院や診療所などの医療体制に対する市民満足度 (市民意識調査)	50%台				60%台	地域医療体制の充実度は、現にそこに暮らす市民の満足度で測ることが適当であり、計画期間内に前々回調査時の水準まで戻したいから。
② 市内医師数	90人 (H24. 1. 1)	92人	93人	94人	95人	市民に対する医師の数が多いほど、必要な医療を受けやすくなり、安心して暮らせる地域といえる。医師確保奨学金貸付状況等から、現状より5人増が実現可能な目標と考えられるから。
③						

◆ 主な事業

救急医療体制確保特別対策事業

◆ 個別計画

～ みんなが健康ではつらつと暮らすまちづくり 【健康・福祉】～
【政策3】 みんなが健康で、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを
進めます

【施策3-2】

政策内優先順位（2／5）

生涯を通じて健康でいるための保健事業を展開します

主管課：保健課

関連課：生涯学習課／子ども教育課／厚生課

◆方針

（目的）

生涯を通じた健康管理を支援するために、全ての世代を対象とした保健事業を展開し、誰もが利用しやすい「健康教育・検診（健診）・相談」の支援体制を構築する。

◆目標

・目標

「健康教育・検診（健診）・相談」の支援体制が充実していて、市民誰もが必要な時に必要な支援を受けられる状態。

（目標設定根拠）

「健康教育・検診（健診）・相談」の支援体制が充実し、市民誰もが支援を受けやすい状態になっていれば、市民の生涯を通じた健康管理の支援につながるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 特定健康診査受診率	38% (見込)	40%	45%	50%	55%	受診率を向上させることにより、健康に対する支援の機会が増えるから。(目標値は、国の特定健診等基本指針第2期計画で示された数値を基準とした。)
② 平均寿命 (現状は平成22年数値)	男 80.28歳 女 86.76歳	平均寿命の延伸				各種支援体制の充実により健康が維持されれば、平均寿命の延伸につながるから。
③ 健康寿命 【日常生活動作が自立している期間の平均】 (現状は平成22年数値)	男 79.02歳 女 83.52歳	健康寿命の延伸 (平均寿命との差の縮小)				各種支援体制の充実により健康が維持されれば、健康寿命の延伸につながり、生涯のうちで健康で過ごせる期間が長くなるから。

◆主な事業

母子保健事業／乳幼児健診事業／母子保健費運営費／特定健康診査等事業費／健康診査費

◆個別計画

健康づくり計画（げんき小諸21）／特定健康診査及び特定保健指導実施計画

～ みんなが健康ではつらつと暮らすまちづくり 【健康・福祉】～
【政策3】 みんなが健康で、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます

【施策3-3】

政策内優先順位（3／5）

高齢者が健康で地域で安心して暮らせるための自立支援を進めます

主管課：高齢福祉課

関連課：厚生課／保健課

◆方針

（目的）

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、いつまでも健康な状態を維持していくために、介護予防事業の充実や地域で支え合える環境を整備する。また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護保険事業の適正な運営と介護保険サービスの充実を図る。

◆目標

・目標

- ① 要介護状態となるおそれの高い高齢者等を対象に、各地域の実情に合った介護予防事業を展開するとともに、地域で支え合うことにより、要介護認定者の増加が抑えられている状態。
- ② 適正な介護保険制度の運営により、利用者の公平感が高い状態。

（目標設定根拠）

- ① 地域の実情に合った介護予防教室等の事業が展開されたり、地域で支え合う体制づくりが推進されることにより、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるから。
- ② 介護保険制度が適正に運営され、利用者の公平感が高ければ、介護保険サービスに対する満足度の向上につながるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 要介護認定率 (要介護認定者数)	15%台 (1,814人)				15%台 (1,960人 以内)	今後、高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者数も増加が予想されるが、要介護認定率は現状と同程度に抑えたいから。(県の要介護認定率16.3%) H22年10月 65歳以上人口の16%以内
② 高齢者への福祉サービス 満足度 (市民意識調査での「満足」「やや満足」「普通」の合計割合)	52.40%				60%	平成24年度市民意識調査において「不満」が9.4%あり、計画期間内にこの部分を解消したいから。
③						

◆主な事業

老人保護措置費／在宅福祉サービス事業／介護予防事業／高齢福祉費運営費／生きがい対策支援事業

◆個別計画

高齢者福祉計画／介護保険事業計画

～ みんなが健康ではつらつと暮らすまちづくり 【健康・福祉】～
【政策3】 みんなが健康で、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを
進めます

【施策3-4】

政策内優先順位（4／5）

だれもが安心できる福祉環境を整備します

主管課：厚生課

◆方針

（目的）

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが安心して暮らすことのできる地域を構築するため、必要な時に必要な障がい福祉サービスが迅速に受けられるよう、そのサービスの整備・充実を図る。

◆目標

・目標

各種の障がい福祉サービスを受けたいと思った時に、必要なサービスを迅速に受けられる状態。

（目標設定根拠）

必要な時に必要な障がい福祉サービスを迅速に受けられる状態になっていれば、障がいの有無にかかわらず、全ての市民の安心につながるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 障がいのある人への福祉サービスの満足度 (市民意識調査での「満足」「やや満足」の合計割合)	7.40%				7.80%	障がい児・者にならないための予防事業を実施し、障がい児・者の増加率を抑制するとともに、サービス内容や制度の充実を図ることによって、市民満足度が上がるから。
②						
③						

◆ 主な事業

障害者総合支援給付事業／障害者援助事業／障害者地域生活支援事業／障害者福祉医療等給付事業／難病患者等支援事業

◆ 個別計画

障害福祉計画

～ みんなが健康ではつらつと暮らすまちづくり 【健康・福祉】～
【政策3】 みんなが健康で、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを
進めます

【施策3-5】

政策内優先順位（5／5）

生涯スポーツの機会を提供するとともに、スポーツと健康維持・増進の行える環境を整備します

主管課：生涯学習課

◆方針

（目的）

子どもから高齢者まで全ての市民の健康維持・増進とスポーツ振興を図るために、市民のニーズに合ったスポーツの機会の提供と、スポーツと健康維持・増進の場としての体育施設の環境を整備する。

◆目標

・目標

子どもから高齢者まで全ての市民が、それぞれのニーズに合ったスポーツを楽しむことができるとともに、健康維持・増進の場としての体育施設の環境が整備された状態。

（目標設定根拠）

全ての市民のニーズに合ったスポーツの機会と場所が整備されることで、子どもから高齢者までの生涯スポーツが盛んになり、健康維持・増進とスポーツ振興につながるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① スポーツ教室数	9	9	10	10	11	市民ニーズを踏まえるとともに、高齢者の健康維持や生きがいづくりにつなげるため、特に高齢者向けの教室を新設・充実させたいから。
②						
③						

◆ 主な事業

総合体育館等運営費／保健体育総務費運営費／南城公園プール運営費／体育施設費運営費／スポーツ教室等運営費

◆ 個別計画

スポーツ推進計画（平成25年度から）／高齢者福祉計画

～ 安全で安心な暮らしやすいまちづくり 【危機管理・生活基盤整備】～
【政策4】 安全・安心で、快適な暮らしやすいまちづくりを進めます

【施策4-1】

政策内優先順位（1／5）

コンパクトシティの形成を進めます

主管課：都市計画課

関連課：商工観光課

◆方針

（目的）

効率的で公平性の高い社会基盤の整備や、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりを進めるために、コンパクトシティを形成する。

◆目標

・目標

過度に自家用車に頼らず、中心市街地で買物・通院などの日常生活を送ることができる状態。

（目標設定根拠）

中心市街地で買物・通院などの日常生活を送ることができる状態になれば、安全・安心で快適な暮らしやすいまちになるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 相生町商店街の空き店舗数	8	6	4	2	0	現時点で空き店舗が8店舗あるが、相生町線の整備等を通じて商店街の魅力を向上させることにより、計画期間内に空き店舗の解消を図りたいから。
② 相生町商店街の歩行者数	809人	800人	800人	1,000人	1,200人	平成26年度までは工事のため現状と同程度だが、平成27年度以降は工事以前の状態まで回復させたいから。
③						

◆ 主な事業

都市再生整備計画事業／都市計画総務費運営費

◆ 個別計画

都市計画マスタープラン／都市再生整備計画

～ 安全で安心な暮らしやすいまちづくり 【危機管理・生活基盤整備】 ～
【政策4】 安全・安心で、快適な暮らしやすいまちづくりを進めます

【施策4-2】

政策内優先順位（2／5）

安全で安心な暮らしを実現する体制を構築します

主管課：総務課

関連課：生活環境課／高齢福祉課／建設課／消防課／市民課

◆方針

（目的）

地域全体で安全・安心なまちをつくる仕組みを構築するため、全ての関係者の連携強化と住民意識の高揚を図り、セーフコミュニティを中心に、関連する取り組みを一体的に推進する。

◆目標

・目標

- ① 市及び行政区で、それぞれの役割に応じた防災・防犯体制が構築され、全ての地域で様々な手段により防災情報を得ることができるとともに、市民が避難方法を熟知している状態。
- ② 火災を含む災害対応や捜索活動が必要になった際、迅速に対応でき、また、日常においては安全・安心に関する啓発活動を担う、消防団などの組織が身近にある状態。
- ③ 交通事故発生件数が減少し、かつ、交通事故死者がゼロになり、市民が安全で安心して暮らせる状態。

（目標設定根拠）

- ① 全ての地域で防災・防犯体制が構築され、どこにいても必要な防災情報を確実に得ることができ、それに基づいて市民が避難行動を起こすことができれば、災害時等において、被害を最小限にとどめることができるから。
- ② 消防団などの組織が身近にあれば、火災を含む災害対応や捜索活動及び啓発活動に大きな力を発揮するから。
- ③ 交通事故発生件数が減少し、交通事故死者がゼロになれば、安全・安心で暮らしやすいまちになるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 自主防災組織を組織している区の数	42区	47区	54区	61区	68区	「共助」の役割を中心的に担うことになる自主防災組織を、計画期間内に市内全68区で組織化したいから。
② 自主防災組織主導で防災訓練を実施している区の数	6区	13区	15区	18区	20区	自主防災組織の組織化に合わせ、自主的な防災訓練を各区へ順次広げていきたいから。
③ 火災件数	23件	20件	18件	16件	14件	消防団などの火災予防活動により、火災件数を減減させていきたいから。

◆主な事業

防災対策費運営費／防災情報基盤整備・運用事業／セーフコミュニティ推進事業／防犯事業費／非常備消防費運営費

◆個別計画

地域防災計画／交通安全基本計画／市庁舎整備基本構想

～ 安全で安心な暮らしやすいまちづくり 【危機管理・生活基盤整備】～
【政策4】 安全・安心で、快適な暮らしやすいまちづくりを進めます

【施策4-3】

政策内優先順位（3／5）

社会基盤の整備や長寿命化を進めます

主管課：建設課

関連課：総務課

◆方針

（目的）

市民の生命と財産を守るため、公平性の高い社会基盤の整備や長寿命化を効果的・効率的・計画的に進め、最小の経費で必要な社会基盤整備を行う。

◆目標

・目標

社会基盤の整備や長寿命化が効果的・効率的・計画的に行われ、市民が安全に安心して暮らせる状態。

（目標設定根拠）

生活道路や通学路が整備されれば、通行の安全が確保され、橋梁の耐震化、長寿命化が図られれば、落橋防止など災害時の危険が解消され、また、住宅、建築物の耐震化が進めば、災害時の住宅、建築物の崩壊等を防ぐことにつながる。このように、社会基盤の整備や長寿命化を進めることにより、市民の生命と財産を守ることになるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 生活道路の維持・補修 市民満足度 (市民意識調査)	44.2%				50.0%	効果的・効率的・計画的に生活道路の維持・補修を実施し、計画期間内に市民満足度を50%に高めたいから。
② 橋梁長寿命化対策実施率 (小諸市橋梁長寿命化修繕計画)	0% 0/17橋		5.9% 1/17橋	11.8% 2/17橋	17.6% 3/17橋	老朽化している橋梁について、順次長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化対策を実施したいから。
③ 住宅・特定建築物の耐震化率	住宅61.7% 特定建築物 70.4%			90%		住宅・建築物の耐震化について、耐震改修促進計画に基づき、耐震化を進めたいから。

◆主な事業

交通安全通学路整備事業／社会資本整備総合交付金事業（橋梁）／市道維持補修事業／市単道路等整備事業／河川整備事業

◆個別計画

耐震改修促進計画／橋梁長寿命化修繕計画／公営住宅等長寿命化計画

～ 安全で安心な暮らしやすいまちづくり 【危機管理・生活基盤整備】～
【政策4】 安全・安心で、快適な暮らしやすいまちづくりを進めます

【施策4-4】

政策内優先順位（4／5）

安全な水道の安定供給を進めます

主管課：上水道課

関連課：管理課

◆方針

（目的）

全ての市民に安全で良質な水道水を常時、安定的に供給するため、必要な施設と体制を整備する。

◆目標

・目標

安全で良質な水道水を全ての市民が常時、安定的に利用できる状態。また、災害等の緊急時にあっては、迅速な給水対応により利用できる状態。

（目標設定根拠）

災害等の緊急時を含め、安全で良質な水道水を全ての市民が安定的に利用できれば、安全・安心で快適な暮らしが実現されるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 普及率	99.46%	99.46%	99.46%	99.47%	99.47%	市が担う水道事業は、市民意識調査において満足度、重要度とも高い結果となっており、今後も現在のサービスを、より効率的に維持していく必要があるから。
② 有収率	81.62%	81.65%	81.70%	81.75%	81.80%	
③						

◆主な事業

水道事業資本的支出 建設改良費(改良工事費・資産購入費)／水道事業収益的支出 営業費用(総係費・原水及び浄水費)

◆個別計画

水道ビジョン／環境基本計画／地域防災計画

～ 安全で安心な暮らしやすいまちづくり 【危機管理・生活基盤整備】～
【政策4】 安全・安心で、快適な暮らしやすいまちづくりを進めます

【施策4-5】

政策内優先順位（5／5）

地域公共交通を維持します

主管課：生活環境課

関連課：高齢福祉課／厚生課

◆方針

（目的）

交通弱者の移動手段を確保するために、小諸市コミュニティバス小諸すみれ号を基本とした地域公共交通を維持する。

◆目標

・目標

移動手段がない市民が、地域公共交通を利用して、移動したい時に移動できる状態。

（目標設定根拠）

地域公共交通が維持されていれば、移動手段がない市民でも、家族等に頼ることなく、病院や買い物等に出かけることができるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 小諸すみれ号利用者数 (延べ人数/年)	96,631人	10万人	10万人	10万人	10万人	利用者のニーズ調査を基に毎年路線 やバス停の見直しを実施することで、 利便性の向上を図り、延べ10万人/年 をめざしたいから。
②						
③						

◆ 主な事業

小諸すみれ号運行事業／交通政策費運営費

◆ 個別計画

地域公共交通総合連携計画

～ 歴史・文化を共有し、活力あるまちづくり 【産業・交流】～
【政策5】 地域資源を最大限に活用し、産業の活性化と交流の拡大を図ります

【施策5-1】

政策内優先順位（1／3）

夢の持てる農業に向けた6次産業化を進めます

主管課：農林課

関連課：農業委員会事務局

◆方針

（目的）

豊かな自然環境を活かしながら魅力ある農業を再構築するために、農業者が生産（第1次産業）に加工と流通・販売（第2次・第3次産業）を加え複合化させる取り組みや、農業者や地元の加工、販売・流通業者がネットワーク化を進める取り組みを支援するとともに、小諸市において農産物や加工品、地元物品等を販売できる拠点を整備する。

◆目標

・目標

- ① 農地・農道・水路等の基盤整備が進み、農地が保全され、効率的な農業ができていく状態。
- ② 耕作放棄地が増えないで、耕作放棄地の再生が行われている状態。
- ③ 生産・加工・販売について一体的な取り組みを行う農業者が大勢いて、ビジネスとして成り立っている状態。
- ④ 地元農産物及び加工品を販売する拠点が整備されている状態。

（目標設定根拠）

- ① 農業に必要な基盤整備が進み、効率的な農業ができていれば、農業の生産性の向上につながるから。
- ② 耕作放棄地が増えないで、再生が行われていれば、農地の集積や農業振興が図られているといえるから。
- ③ 生産・加工・販売を一体的に行う取り組みがビジネスとして成り立てば、農業だけでなく、地域ビジネスや新たな産業を創造するなど、産業の活性化が図られるから。
- ④ 販売拠点が整備されれば、農産物や加工品の販売ルートが一定程度確保でき、6次産業化を後押しできるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 耕作放棄地の解消面積	H21～H24 11ha	13ha	15ha	17ha	19ha	1年間に2haの耕作放棄地の解消をめざしたいから。
② 6次産業化法に基づく認定事業者の延べ人数（法人含む）	3人	6人	8人	10人	12人	国の事業化認定を受けると、各種支援制度により事業規模の拡大等が可能になるため、また、販売拠点施設の看板商品を扱う、核となる人材の発掘のためにも、認定事業者を着実に増やしたいから。
③ 販売及び加工拠点施設の整備	0箇所	1箇所 (事業着手)	1箇所	1箇所	1箇所 (建設着手)	流通・販売ルートが増えることにより、6次産業化が推進されるため、計画期間内に拠点施設の建設に着手したいから。

◆主な事業

六次産業化推進事業／市単独土地改良事業／農業問題懇談会／地産地消推進事業／市単独維持補修事業

◆個別計画

農業振興地域整備計画／農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想／地産地消推進計画

～ 歴史・文化を共有し、活力あるまちづくり 【産業・交流】～
【政策5】 地域資源を最大限に活用し、産業の活性化と交流の拡大を図ります

【施策5-2】

政策内優先順位（2／3）

シティプロモーションを推進し、交流人口・移住人口の増加を図ります

主管課：商工観光課

◆方針

（目的）

地域の活力を高めるため、シティプロモーションの推進によって小諸市のブランド力と認知度を上げ、交流人口・移住人口の増加を図る。

◆目標

・目標

シティプロモーションを実施して、市民が小諸を誇りに思い、市外の多くの人々が「小諸」の名前を認知して訪れたいと思い、実際に小諸に来て小諸の自然、歴史、風土、文化に触れ、小諸市民との交流が活発になっている状態。

（目標設定根拠）

シティプロモーションの実施によって、市民が小諸を誇りに思うとともに、市外の人々が小諸市に来て、小諸を体験し、市民との交流が活発になっていけば、結果として市外のお金が小諸市に流入し、地域の活力が高まるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① ブランド総合研究所の「地域ブランド調査」における魅力度全国順位	184位	170位	160位	150位	140位	年間10位ずつ上げていきたいから。(軽井沢町14位、松本市49位、安曇野市56位、諏訪市76位、長野市91位、野沢温泉村133位)
② 懐古園有料入園者数	202,022人	199,951人	197,901人	197,901人	197,901人	減少に歯止めをかけたいから。平成20～22年度3年間の下落率を基に減少率を1/2に抑える。5年間の下落率＝ $-2.05\% \times 1/2 = 1.025\%$ (H23年度は東日本大震災の影響があり、はずした)平成27年度以降は、平成26年度入園者数を保持する。
③						

◆主な事業

観光費運営費／観光宣伝費／都市農村交流推進事業／市民ガーデン運営費／布引温泉管理費

◆個別計画

～ 歴史・文化を共有し、活力あるまちづくり 【産業・交流】～
【政策5】 地域資源を最大限に活用し、産業の活性化と交流の拡大を図ります

【施策5-3】

政策内優先順位（3／3）

地域の特性を生かした企業誘致の推進と、起業に対する支援を行います

主管課：商工観光課

◆方針

（目的）

雇用の場を確保し、市民の生活基盤を整備するために、雇用の場となる企業誘致の推進と起業に対する支援を行う。

◆目標

・目標

- ① 働きたいと思った時に、働ける職場がある状態。
- ② 自ら起業したいと思った時に、起業しやすい環境にある状態。

（目標設定根拠）

- ① 働きたいと思った時に働ける職場があれば、安心して生活することができるから。
- ② 起業したいと思った時に起業しやすい環境があれば、起業が増え、それによって雇用の場が生まれ、市民の生活基盤の整備に結びつくから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 誘致企業による雇用者数		16人	16人	16人	16人	毎年度「市内事業所の平均従業員数8人×誘致企業2社/年=16人」をめざしたいから。
② 起業された企業等による雇用者数		9人	9人	9人	9人	毎年度「空き店舗助成事業による新規開店3件/年×雇用者数3人=9人」をめざしたいから。
③						

◆ 主な事業

企業立地運営費／商店街振興費／商工業総合振興費／労働振興費／すまいのリフォーム応援事業

◆ 個別計画

中心市街地活性化基本計画

～ 市民主役のまちづくり 【協働】 ～

【政策 6】 地域の様々な主体と協働し、みんなが暮らしやすい地域づくりを進めます

【施策 6-1】

政策内優先順位 (1 / 3)

小諸市自治基本条例の市民への浸透を図ります

主管課：企画課

◆方 針

(目 的)

条例の理念である協働による市民主体のまちづくりを推進するために、小諸市の自治の最高規範である小諸市自治基本条例を市民へ浸透させる。

◆目 標

・目 標

小諸市の自治の最高規範である小諸市自治基本条例が市民の中に浸透することにより、市民が条例の理念を理解し、市民活動が活発に行われている状態。

(目標設定根拠)

小諸市の自治の最高規範である小諸市自治基本条例が市民の中に浸透することにより、市民が条例の理念を理解し、実践されていけば、条例の理念である協働による市民主体のまちづくりが推進されるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
①						
②						
③						

◆ 主な事業

小諸市自治基本条例啓発事業

◆ 個別計画

～ 市民主役のまちづくり 【協働】 ～

【政策 6】 地域の様々な主体と協働し、みんなが暮らしやすい地域づくりを進めます

【施策 6-2】

政策内優先順位 (2 / 3)

市政に関する情報をわかりやすく積極的に提供し、市民との共有を図ります

主管課：企画課

◆方 針

(目 的)

市民に対し市政に関する説明責任を果たすために、市政に関する情報をわかりやすく積極的に市民に提供し、市民と共有する。

◆目 標

・目 標

市政に関する情報がわかりやすく積極的に市民に提供され、市民が求めれば、いつでも必要な情報を入手できる状態。

(目標設定根拠)

市政に関する情報がわかりやすく積極的に市民に提供され、市民が求めれば、いつでも必要な情報を入手できるようになっていれば、市民に対する説明責任を果たすことができるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① インターネットによる情報提供の満足度 (市民意識調査での「やや不満」「不満」の合計割合)	22.1%	19.9%	17.7%	15.5%	13.3%	平成25年度でホームページ管理システムの更新を計画しており、計画期間内に4年前の市民意識調査の水準まで改善したいから。
②						
③						

◆ 主な事業

広報広聴事業

◆ 個別計画

～ 市民主役のまちづくり 【協働】 ～

【政策 6】 地域の様々な主体と協働し、みんなが暮らしやすい地域づくりを進めます

【施策 6 - 3】

政策内優先順位 (3 / 3)

区や市民活動団体等に対する支援を行います

主管課：企画課

◆方 針

(目 的)

地域のそれぞれの主体の特性を活かしたまちづくりへの参画の促進を図るために、区や市民活動団体等の自主的かつ主体的な公共的活動に対し適切な支援を行う。

◆目 標

・目 標

区や市民活動団体等が自主的かつ主体的に公共的活動を行うにあたり、適切な支援を受けられる状態。

(目標設定根拠)

区や市民活動団体等が自主的かつ主体的に公共的活動を行うにあたり、適切な支援を受けられるようになっていれば、それぞれの主体が、役割と責任を自覚し特性を活かしながら、まちづくりに参画することが可能になるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① ボランティアセンター各種活動相談等受付件数	917件	917件	917件	917件	917件	平成20～22年度の3年間は平均19.2%増だったが、平成23年度は0.5%増にとどまっており、今後は現状と同程度と見込まれるから。
②						
③						

◆主な事業

自治会活動推進事業／NPO・ボランティア等市民活動推進事業／ボランティアセンター運営事業／小諸市表彰事業費

◆個別計画

市民活動支援・推進のためのアクションプラン

～ 計画の実現のために 【行政経営】 ～

【政策 7】 地方分権時代にふさわしい自律した行政経営を進めます

【施策 7-1】

政策内優先順位 (1 / 4)

行政マネジメントシステムを構築し、円滑な運用を図ります

主管課：企画課

関連課：総務課／財政課／出納室

◆方針

(目的)

効率的、効果的で透明性の高い市政経営の推進を図るために、総合計画を基軸に、「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉え、トータルに運用する行政マネジメントシステムを構築し、円滑に運用する。また、その運用において、継続的な事務改善により行政の生産性を向上させる。

◆目標

・目標

総合計画を基軸に、「計画～予算～実施～評価～改善」という、いわゆる PDCA サイクルを回すマネジメントシステムが構築され、管理監督者のリーダーシップのもとで自律的に運用されている状態。

(目標設定根拠)

総合計画を基軸に、「計画～予算～実施～評価～改善」という、いわゆる PDCA サイクルを回すマネジメントシステムが構築され、管理監督者のリーダーシップのもとで自律的に運用されていれば、効率的、効果的で透明性の高い市政経営の推進に役立つから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 庁内マネジメント浸透度 (職員意識調査結果)	2.669	2.75	2.83	2.91	3.00	職員意識調査の中からマネジメントの浸透度に関連し、かつ、現状の職員意識が低い9項目の平均値を指標とし、これを計画期間内に中間点の3.00まで引き上げたいから。
②						
③						

◆主な事業

行政経営事業／秘書事務費／会計管理費運営費／庁内情報システム運用事業／統計調査費

◆個別計画

～ 計画の実現のために 【行政経営】 ～

【政策 7】 地方分権時代にふさわしい自律した行政経営を進めます

【施策 7-2】

政策内優先順位 (2 / 4)

自律した人材を育成し、価値前提の組織風土をつくります

主管課：総務課

関連課：企画課

◆方 針

(目 的)

第9次基本計画における市のテーマである「えらばれるまち」を実現するために、価値前提の組織風土をめざし、自ら考え、行動し、問題解決する自律した職員の育成に努めるとともに、働きやすい庁内環境を整備する。

◆目 標

・目 標

情報が共有され、価値前提を意識して仕事に取り組んでいる自律した職員が生き生きと働いている状態。また、良好な職場環境が保たれている状態。

(目標設定根拠)

良好な職場環境の中で、情報が共有され、価値前提の意識のもと、自律した職員が生き生きと働くことができれば、職場全体の士気が上がり、行政の生産性が向上することにつながるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 職員の自律度 (職員意識調査の5段階平均値)	2.648	2.9	3.1	3.3	3.5	自律した職員数の増加は、目的意識の高い組織を作り、行政目標の達成を果たすことにつながるため、職員の自律度を着実に高めていきたいから。
②						
③						

◆ 主な事業

職員厚生費／職員研修費

◆ 個別計画

人材育成基本方針／職員健康管理計画

～ 計画の実現のために 【行政経営】 ～

【政策 7】 地方分権時代にふさわしい自律した行政経営を進めます

【施策 7-3】

政策内優先順位 (3 / 4)

財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を推進します

主管課：財政課

関連課：税務課／管理課

◆方針

(目的)

厳しい財政状況の中、納税者の「自主納税」「納期内納付」に対する意識を高めることにより収納率の向上を図り、税財源を確保する。それによって、大型重要事業の実施や市民生活を支える財政需要に的確に対応しながら、将来にわたり、安定した健全財政が維持できるよう、長期的な視点に立った効率的・効果的な財政運営を行う。

◆目標

・目標

- ① 収納率が向上している状態。
- ② 個人市民税特別徴収実施事業所数が増えている状態。
- ③ 行政マネジメントシステムによる、事業評価結果や市民・社会のニーズを的確に反映した予算編成が行われている状態。
- ④ 職員の意識改革と創意工夫により、限られた財源の有効活用と経費の節減に努めた、効率的・効果的な予算執行が行われている状態。
- ⑤ 大型事業を実施後も健全財政の維持が図られている状態。

(目標設定根拠)

- ① 納税意識の高揚により収納率が向上すれば、税財源の確保が図られるから。
- ② 特別徴収未実施事業所で、導入可能な事業所が佐久管内に 300 件程度あり、推進により実施事業所数が増加すれば、個人市民税の安定的な確保につながるから。
- ③ 事業評価結果や市民ニーズを的確に反映した予算編成が行われれば、限られた財源を有効に活かすことができるから。
- ④ 効率的・効果的な予算編成が行われれば、限られた財源を有効に活かすことになるから。
- ⑤ 健全財政が維持されれば、安定的な市政経営を継続することができるから。

・ 目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 収納率（市税現年）	H23 98.03% H24 98.18%	98.33%	98.48%	98.63%	98.78%	安定した税財源を確保するため、収納率の向上を図りたいから。
② 個人市民税特別徴収実施事業所数割合（対象事業所数に対する割合）	H23 37.6% H24 37.8%	38.0%	38.2%	38.4%	38.6%	安定した税財源を確保するため、市民税特別徴収実施事業所数を着実に増加させたいから。
③ 実質公債費比率	9.30%	9.70%	10.50%	11.40%	12.10%	16%未満が健全目標だが、現在の財政状況等を踏まえ、可能な限り低く抑えたいから。

◆ 主な事業

賦課徴収費運営費／公売事業／財産管理費運営費／車両管理費運営費／市営駐車場管理事業

◆ 個別計画

水道ビジョン

～ 計画の実現のために 【行政経営】 ～

【政策 7】 地方分権時代にふさわしい自律した行政経営を進めます

【施策 7-4】

政策内優先順位（4 / 4）

庁内サービスの向上を図ります

主管課：総務課

関連課：企画課／税務課／市民課

◆方針

（目的）

利便性が高い庁内サービスを効率的に提供するために、接遇意識の向上やシステムの活用による業務の効率化、快適な待合環境づくりといった、窓口業務と相談業務の充実を図る。

◆目標

・目標

- ① 窓口で受付した事務が正確かつ迅速に処理でき、来庁した市民が気持ち良く目的を果たせる状態。
- ② 市民が不安を感じたり、トラブルにあった時に、市役所で気軽に相談ができる状態。

（目標設定根拠）

- ① 窓口で受付した事務が正確かつ迅速に処理でき、来庁した市民が気持ち良く目的を果たすことができれば、市民の満足度が高まるから。
- ② 市民が不安を感じたり、トラブルにあった時に、気軽に相談ができ、必要な情報を得られる場があれば、安心して暮らすことができるから。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
① 庁内サービスに対する市民満足度 (市民意識調査)	項目なし				数値の向上	現状の市民意識調査の項目には「庁内サービスの市民満足度」がないが、平成25年度から項目を追加することとし、満足度の向上を図りたいから。
②						
③						

◆主な事業

新庁舎等整備事業／庁舎管理費／住民情報システム運用事業／文書費／市民相談事業

◆個別計画



小諸市第9次基本計画

【資料集】

◆策定根拠となる条例（小諸市自治基本条例一部抜粋）

平成 22 年 3 月 30 日

条例第 1 号

第 3 章 市政運営

（市長の公約）

第 17 条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。

- 2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年 1 回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。

（総合計画）

第 18 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。

- 2 市長は、総合計画の策定にあたっては、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、市民の意見を反映させます。
- 3 市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年 1 回以上市民に分かりやすく公表します。
- 4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

（財政運営）

第 19 条 市長は、総合計画に基づく予算の編成及び執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めます。

- 2 市議会及び市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

（行政評価）

第 20 条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映します。

（附属機関等）

第 21 条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

- 2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。
- 3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。
- 4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

（情報公開及び説明責任）

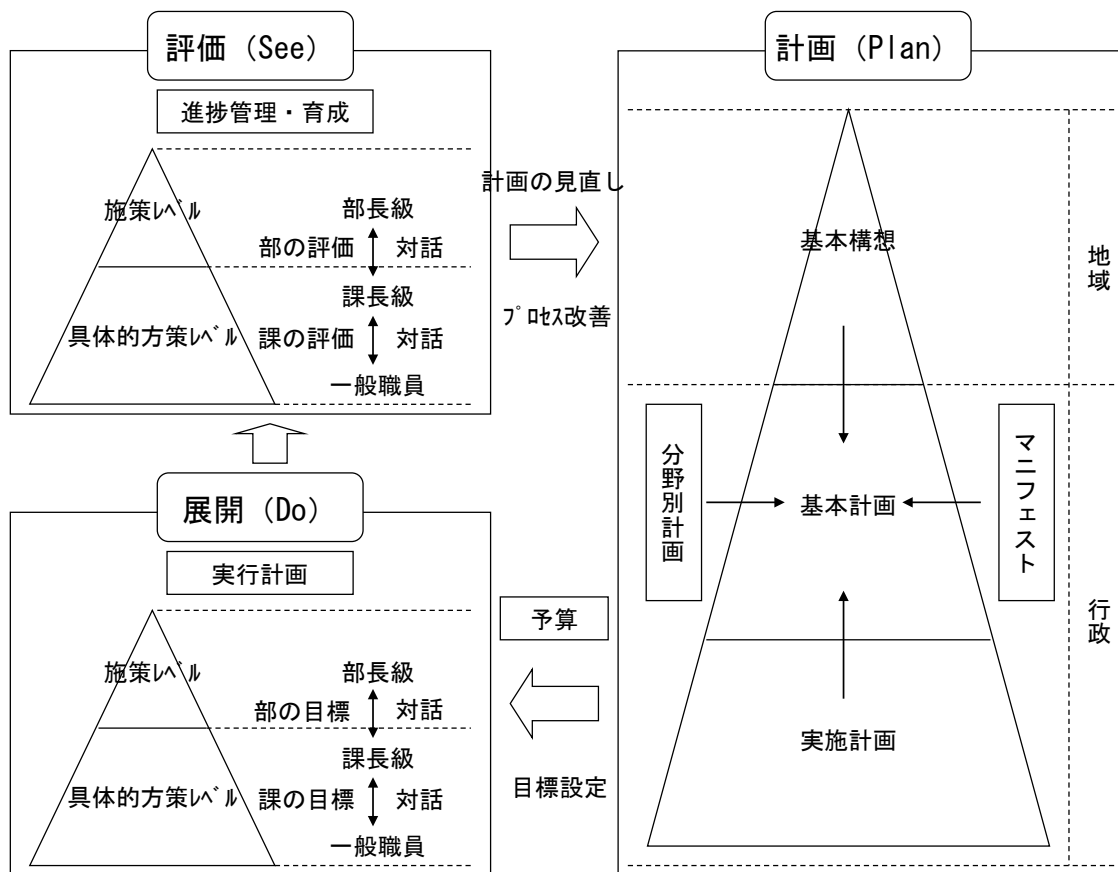
第 22 条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行うため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。

◆第9次基本計画の考え方

小諸市では第9次基本計画の策定に先立ち、「トータル・システム診断」を実施し、その結果、第8次基本計画が形骸化している実態が明らかになった。その原因は計画の運用に問題があり、①『第8次基本計画は目標の設定がないためそもそも運用が難しいこと（計画の問題）』、②『予算や行政評価などのシステムが基本計画を運用するようになっていないこと（システムの問題）』、③『職員があまり基本計画を意識して仕事をしていないこと（職員の問題）』、といった点が指摘された。

そこで、第9次基本計画においては、まずは行政が運用できる総合計画をめざすこととした。具体的には、第9次基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、行政の情報を掲載し、行政の情報を作る計画とした。このような計画を実現するため、策定に当たっては、可能な限り多くの職員が参画すること（オーナー・シップ）、職員の意識を変えること（マインド・セット）、総合計画だけでなく予算や行政評価など他のシステムも変革すること（トータル・システム）の3点を重視した。

なお、将来的には行政のマネジメントのための計画を包含しつつ、地域の将来像と課題を地域で共有できるような計画をめざすこととし、この点については、次期基本構想の改定に合わせて具体的に検討することとした。



◆策定方針

○ 地域の特性や強みを活用した将来世代につながる誇りある計画

- ・ 高齢化や人口減少、産業構造の転換といった目まぐるしい社会情勢の変化により、先行き不透明な時代において、歴史風土の中で培われた地域資源を最大限に活かすことで、小諸らしさを感じるとともに、将来に夢や希望を持つことができる計画を目指します。

○ わかりやすい計画

- ・ 評価の方法や進捗管理がわかりやすく、着実に運用できる計画とします。
- ・ 策定過程が市民にも見え、明解な計画とすることで、市民と行政で共有できる計画を目指します。

○ 戦略性の高い行政経営のための計画

- ・ 場当たりの行政運営ではなく、重点的な施策や取組を選別した戦略的行政経営という視点から、選択と集中によるメリハリのある計画の策定を行います。

○ 職員の意欲が高まる計画

- ・ 職員のやる気を引き出すため、策定段階から全職員が参加し主体性、当事者意識を醸成します。
- ・ 総合計画の策定から運用までを全庁的な運動として位置づけ、組織全体で取り組みます。

○ 職員に活用される計画

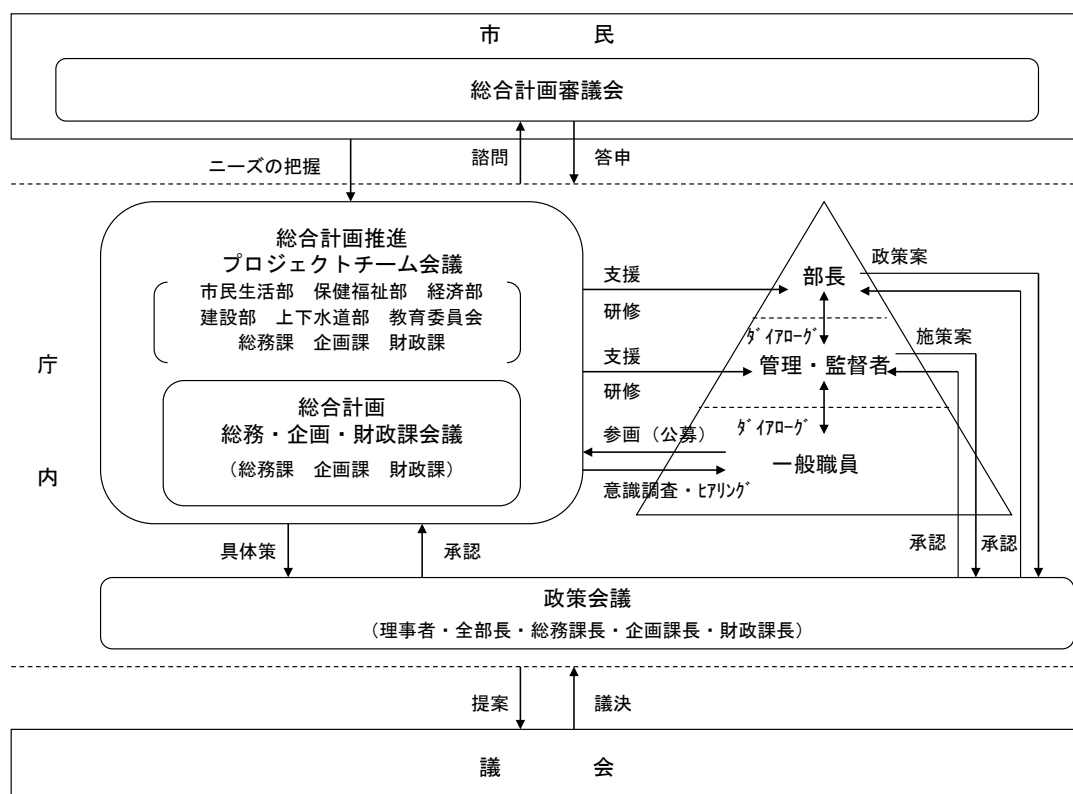
- ・ 目標、目的を明確にし、実現可能なものとすることで実行性を高めます。
- ・ 予算や人事、行政評価など行政の他のシステムとの連動性を強めることで、職員が常に計画を意識するシステムを構築します。

◆策定体制

策定に当たって「総合計画推進プロジェクト・チーム会議」（以下、PT）を設置した。PTのメンバーは、各部から1名ずつ選出された課長もしくは係長級の職員に、総務・企画・財政の各課長を加えた9名が最終的な委員となり、このPTと企画課を事務局とした。

策定に関する事項は原則としてPTが案を検討し、市の最終意思決定機関である政策会議（理事者と部長で構成）が承認するという体制とした。他のシステムも変革する必要がある事項については、総務課・企画課・財政課で構成される「総務・企画・財政課会議」が案を検討した。PTの支援のもと、政策については部長、施策については課長がダイアログに基づき案を作成し、政策会議で承認を受けた。全ての一般職員が職員意識調査の対象となるとともに、この結果に基づき職場の課題についてヒアリングを受けた。また、公募により策定のプロセスに参画できる機会を設けた。管理・監督者に対しては組織風土改革に関する研修を設定した。

総合計画審議会は、計画の策定だけでなく、進行管理や評価までを審議対象とする常設型の審議会であり、今回の策定では平成24年9月に諮問を行い、計7回の審議会で計画案について協議を行い、平成25年2月に答申がされた。議会については、3名の議員が総合計画審議会委員を務めた。また、平成24年12月議会で基本計画が議決事件となったことから、平成25年3月議会の総合計画特別委員会及び本会議において基本計画が審議され、議決された。なお、第9次基本計画は「行政マネジメントのための計画」としたことから、市民参加は市民ニーズを把握する目的で、アンケート調査や団体ヒアリング等を行った。



◆策定経過

まず、「トータル・システム診断」を実施した。これは、総合計画や予算、行政評価、人事評価などのシステムが市全体としてどのように機能しているのかについて診断するものである。診断の結果、小諸市では第8次基本計画が形骸化していることが明らかとなった。

次いで、「総合計画推進プロジェクト・チーム」を設置した。PTでは、策定の検討に先立って、総合計画の運用目的を検討した。運用目的とは、総合計画を“何に使うのか”である。PTでの議論においても、第8次基本計画が形骸化しており、現状では日常の業務で総合計画がなくても問題がないことが改めて確認された。そこで、第9次基本計画は行政マネジメントのために使う計画（行政マネジメントのための計画）とすることとした。そして、「行政マネジメントのための計画」とするために、「◆第9次基本計画の考え方」でも記した、基本計画の策定段階で重視すべき3項目、①『可能な限り多くの職員を参画させる（オーナー・シップ）』、②『職員の意識を変える（マインド・セット）』、③『総合計画だけでなく他のシステムまで変革させる（トータル・システム）』、をまとめた。

具体的な策定経過は次頁のとおりである。

オーナー・シップの醸成に向けた取り組みとしては、可能な限り多くの職員を参画させるため、策定にはPTメンバーだけではなく部長、管理・監督者、一般職員を巻き込む取り組みを意識した。政策会議メンバーは「夏季政策戦略立案会議」において部門横断的な視点で政策を立案した。部長及び管理・監督者については、新たにガイドラインを作成し、政策、施策の立案方法を示すとともに、目標の達成について責任を持たせることを明示した。一般職員については、まず一般職員を対象とした勉強会である「総合計画学習会」を開催した。続いて、この学習会参加者を中心とした公募職員により、基礎資料として小諸市の現状分析を行った。参加した一般職員は、「第1回夏季政策戦略立案会議」において政策会議メンバーと議員を対象に、現状分析の結果についてプレゼンテーションを行った。

マインド・セットのための取り組みとしては、まず全職員を対象とした職員意識調査を実施した。この調査結果を基に、PTのメンバーが全職場に職場の課題の把握を目的としたヒアリングを行い、総合計画の策定と運用のプロセスでできる限りこれらの課題の解決を図るようにした。さらに、部長及び管理・監督者を対象に自部門を取り巻く環境を整理する「組織プロフィール」を作成する研修を実施した。

トータル・システムの構築をめざした取り組みとしては、策定の初期段階で総合計画の具体的な運用プロセスを「総務・企画・財政課会議」において決定した。その結果、策定前に総合計画の展開と評価のシステムが構築され、機構改革の方向性が示された。これにより、総合計画が“策定しても運用できない”という従来の形骸化してしまう問題の解決を試みている。また、新たに予算編成についてのガイドラインを作成し、総合計画と予算との関係を明示した。これにより、予算重視、計画軽視となることの防止を図っている。

時 期	内 容
平成 23 年 5 月	トータル・システム診断結果・報告会（管理職/議会/審議会委員）
8 月	総合計画推進プロジェクト・チーム（総合計画PT）の設置（企画課）
	策定スキームの決定（政策会議）
10 月	第 1 回議員研修会：地方分権時代における総合計画のあり方と議会の役割（議会）
	策定方針の決定（政策会議）
	管理職研修：基本構想の再認識（管理職）
11 月	策定プロセス・運用目的の決定（政策会議）
平成 24 年 1 月	管理職研修：組織プロフィールを活用した振り返り（部長/管理・監督者）
2 月	職員意識調査（全職員）
3 月	第 1 回職場ヒアリング（全職場）
	第 1 回総合計画学習会（一般職員（公募））
4 月	第 2 回総合計画学習会（一般職員（公募））
	第 2 回議員研修会：総合計画の現状と課題（議会）
	運用プロセスの決定（総合計画総務・企画・財政課・会議）
	基本計画のフレーム決定（総合計画総務・企画・財政課・会議）
5 月	西寺雅也前多治見市長講演：総合計画は必要か（政策会議メンバー/議員/審議会委員）
	分野別計画の調査（総合計画PT）
7 月	こもろ・まちづくり市民意識調査の実施（市民）
	団体ヒアリング（市内の各種団体）
8 月	基礎資料（小諸市の現状分析）の作成（一般職員（公募））
	第 1 回小諸市夏季政策戦略立案会議 ⇒職員による小諸市の現状分析結果の報告（一般職員（公募）/政策会議メンバー/議会） ⇒各部長からの現状と課題の報告（政策会議メンバー）
	第 9 次基本計画の策定に関する事前説明会（管理・監督者）
	第 2 回小諸市夏季政策戦略立案会議 ⇒市の方向性（テーマ）の決定・政策（案）の立案（政策会議メンバー）
9 月	基本計画の諮問（総合計画審議会）
	第 3 回議員研修会：総合計画の策定と運用における議会の役割（議会）
	第 2 回職場ヒアリングの実施（全職場）
	小諸市施策検討会議（政策会議メンバー）
10 月	政策（案）の決定（総合計画審議会）
	施策（案）の立案（部長/管理・監督者/一般職員）
	第 2 回職場ヒアリングの実施（全職場）
	小諸市施策検討会議（政策会議メンバー）
11 月	施策（案）の決定（総合計画審議会）
12 月	事業（案）の立案/予算編成（管理・監督者/一般職員）
	基本計画の議決事件への追加（議会）
平成 25 年 1 月	事業（案）の説明（部長/総合計画審議会）
	第 4 回議員研修：地方議会に求められているもの（議会）
2 月	基本計画の答申（総合計画審議会）
3 月	基本計画の議決（議会）

◆計画のデザイン

今回の基本計画策定においては、総合計画を基本構想、基本計画、実施計画の3層構造としている。また、これらの計画を実行するプロセスを記したものとして、実行計画を作成することとした。基本計画は政策と施策、実施計画は事業から構成される。基本構想は長期のアウトカム（成果）、基本計画は中期のアウトカム、実施計画はアウトプット（産出）とインプット（投入）、実行計画はスループット（活動）を示す計画と位置づけている。

計画の各項目の設定においては、「アカウントビリティ（説明責任）を果たしているか」を評価基準とした。政策は部長、施策は課長、事業は係長が責任を負っている。

計画は基本構想、基本計画、実施計画の因果関係が説明できるように策定されている。具体的には、政策の目標と施策の目的、施策の目標と事業の目的が因果関係で結ばれており、政策、施策の責任者は因果関係を説明しなければならない。もし、納得が得られなければ、政策、施策の責任者は納得が得られるまで因果関係を説明しなければならない。それでも納得が得られなければ、その施策や事業は見直しをされるか、あるいは廃止となる。

また、政策、施策には目標の根拠が記されている。政策、施策の責任者はなぜその目標なのかを説明しなければならない。もし、納得が得られなければ、政策、施策の責任者は納得が得られるまで目標の根拠を説明しなければならない。それでも納得が得られなければ、その目標は見直しをしなければならない。

小諸市第9次基本計画（政策）

～ 基本構想の分野名 ～

【政策番号】
政策名（基本構想の6分野+α）
 基本構想の6分野のいずれかが示される。6分野に該当がない政策については別途示される。
所管：所管の部

◆ミッション
ミッション（この政策が担うこと）
 この政策が担うことが市全体の方向性とのつながり（因果関係）から論理的に説明される。

◆SWOT分析

資源分析（内的要因）		環境分析（外的要因）	
強み（S）		機会（O）	
SWOT分析（組織の現状分析） この政策の環境分析（外部環境）と資源分析（内部環境）が示される。			
	弱み（W）		脅威（T）

◆方針
方針（この政策の方向性）
 政策のなかでのメリハリがつけられることにより、戦略が示される。

◆目標
目標（この政策が達成された状態）
 この政策が達成された状態が示される。可能な場合はそれが指標によって示される。

～ 基本構想の分野名 ～

【政策番号】 政策名

【施策番号】	政策内優先順位（○/□）
施策名	
	主管課：所管の課

◆方針
（目的）

目的（なぜこの施策なの？）
なぜ、この施策が選択されたのか。政策（目標）とのつ
ながり（因果関係）から論理的に説明する。

◆目標
・目標

（目標設定根拠）

目標（どこまでやるの？）
根拠（なぜその目標なの？）
この施策を計画期間内にどこまでやるのかを記載する。
また、なぜそこまでやらなければならないのか、その根
拠を説明する。根拠はできるだけデータで示す。

・目標値

成果指標(アウトカム)	現状	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	根拠
①	目標値（目標を数値で表すと？） 根拠（なぜその目標値なの？） 目標を数値で表す指標とその4カ年分の目標値を記 載する。指標は成果指標（アウトカム指標）を設定 する。また、なぜそこまでやらなければならないの か、その根拠を説明する。根拠はできるだけデータ で示す。ただし、指標は設定が難しい場合は無理に 設定しない。					
②						
③						

◆主な事業

この施策に該当する事業のうち、主なものを記載する。

◆個別計画

この施策に関係する個別計画を全て記載する。

実 施 計 画

事業名	事業概要
事業は優先順位を明確にする。	どのような事業？
優先順位（△/◇）	目的 なぜこの事業なの？
継続区分	目標 どこまでやるの？
継続？新規？	(目標)
予算科目	(根拠)
款・項・目は？	なぜその目標なの？
所管課	個別計画
所管は？	関係する個別計画は？

目 的

なぜ、この事業が選択されたのか。施策（目標）と
のつながり（因果関係）から論理的に説明する。

目 標

この事業を計画期間内にどこまでやるのかを記載す
る。また、なぜそこまでやらなければならないのか、
その根拠を説明する。根拠はできるだけデータで示
す。

目標値

目標を数値で表す指標とその3ヶ年分の目標値を記
載する。指標は活動指標（アウトプット指標）を設
定する。また、なぜその指標が目標を表すと言え
るのか、その根拠を説明する。根拠はできるだけデー
タで示す。指標は必ず設定する。

事業費

この事業に要する3ヶ年分の事業費とその財源を記
載する。

投入人員

この事業に要する3ヶ年分の人員を記載する。

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目 標 値	目標を数値で表すと？		
(根拠)	なぜ、その目標値なの？		
項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事 業 費	事業費／投入人員は？		
内 特 定 財 源			
内 一 般 財 源			
投入人員	投入人員は？		

◆財政推計（平成25年2月時点の数値に基づいた財政試算説明資料）

— 8年後の小諸市の財政状況を試算しました —

重要事業を実施しても 健全財政を維持できます！

小諸市では、現在、「新ごみ焼却施設の建設」をはじめ、「小諸厚生総合病院の再構築と市庁舎整備」「新図書館の整備」など、懸案の重要事業の方向性が決まり、その着実な推進に向けて、事業が動き出しています。

これらは、いずれも事業費が多額な上に、実施時期が集中することから、市の財政状況を心配されている皆様もいらっしゃるかと思います。

そこで、平成23年度決算・平成24年度決算見込み、並びに第9次基本計画を基に、平成32年度までの「長期財政試算」を行いましたので、その概要をご説明します。

※この財政試算は、「小諸市の財政に、一定の条件等を与えた場合に、どういう状況になるか」という、「シミュレーション」であり、小諸市財政の今後の「あるべき姿」や「めざすべき姿」を表わしたものではありません。

■重要事業の事業費と財源

表①は、現在予定している「重要事業の事業費と財源」を一覧にしたものです。

「新ごみ焼却施設建設事業」は、菱野区稲荷地区に小諸市単独で建設することに決定し、地元の皆様のご理解とご協力を得て、平成27年度中のしゅん工を目指して、順調に進んでいます。事業費は32億4千万円余を見込んでいます。

「都市再生整備計画事業」は、平成29年度までの第3期整備計画を含めた事業費を12億4千万円余と見込み、大手門公園、あいおい公園、相生町地区整備などを実施します。

「市庁舎等整備事業」は、小諸厚生総合病院の再構築場所が、現市役所敷地一帯に、市庁舎・図書館等と併設で整備することに決定したことから、新市庁舎と立体駐車場の整備費のほか、現市庁舎、市民会館などの解体費用を含め、事業費を50億2千万円余と見込んでいます。新市庁舎は今年度実施設計を行い、平成26年3月に着工、平成27年6月の完成を計画しています。

「新図書館整備事業」は、新市庁舎に隣接して、教育・文化の発祥の地「にふさわしい図書館とコミュニティスペースを整備することとし、事業費を12億5千万円と見込みました。市庁舎とともに平成27年6月の完成を計画しています。

「小諸厚生総合病院再構築に対する財政支援」は、小諸厚生総合病院の再構築に対し総額30億円を限度として財政支援を行うもので、交付方法については病院側と協議を進めているところです。

表① 重要事業の事業費・財源内訳(H23～) 単位:百万円

事業名	事業費	財源内訳		
		国からの補助金	市債(借金)	一般財源(基金の取り崩しなど)
新ごみ焼却施設建設事業	3,241	804	1,919	518
都市再生整備計画事業	1,244	317	777	150
市庁舎等整備事業	5,026	201	2,595	2,230
新図書館整備事業 (コミュニティスペース含む)	1,250	425	743	82
小諸厚生総合病院再構築 に対する財政支援	3,000		1,800	1,200
合計	13,761	1,747	7,834	4,180

※単位未満の端数を調整しています。

■「長期財政試算」からみる今後の財政状況

表②は、現在の行政サービスの水準を保ちながら、表①の重要事業を実施した場合に、小諸市がどのような財政状況になるかを試算したものです。

(1) 基金（市の貯金）は？

「基金」は、平成23年度末の98億円から、平成32年度末には41億円に減少すると見込まれます。これを市民一人当たりで換算し、平成23年度の県下19市の額で比較すると、平成23年度は19市中多い方から2番目ですが、平成32年度は14番目の額になる見込みです。

(2) 市債（市の借金）は？

「市債」は、平成23年度末の143億円から、平成32年度末には181億円に増加すると見込まれます。これを市民一人当たりで換算し、平成23年度の県下19市の額で比較すると、平成23年度は19市中少ない方から3番目ですが、平成32年度は14番目の額になる見込みです。

(3) 実質公債費比率（財政の健全性を示す指標）は？

「実質公債費比率」は、市が自由に使えるお金のうち、どのくらいの額が借金の返済に使われたかという比率を表わしたもので、財政の健全性を示す指標として使われているものです。

平成23年度は9.3%ですが、平成32年度には13.9%まで上昇すると見込まれます。これを平成23年度の県下19市の数値で比較すると、平成23年度は低い方から4番目ですが、平成32年度は15番目の数値になる見込みです。

実質公債費比率は、18%以上になると借金をする場合に県知事の許可が必要になり、一つの要注意ラインとされていますが、小諸市の場合は、市債の残高が増加し、実質公債費比率が上昇しても、その水準にまで達することはない見込みです。

以上から、表①の重要事業を実施すると、今よりも基金（貯金）が少なくなったり、市債（借金）が増えたりはしますが、中長期的に見て、また、19市の比較においても、財政の健全性が大きく損なわれることはないと判断しています。

市では、今後とも、健全財政の維持・確保のため、事務事業の見直しによる経費の節減や事業の厳選・集中化など、行財政改革の推進に努めていきます。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

表② 長期財政試算概要(H23～H32)

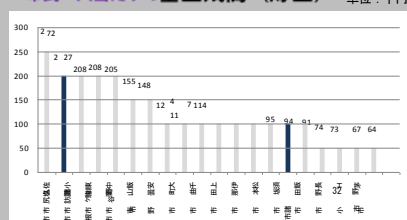
単位：億円

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
歳入	自主財源	73	73	72	91	76	75	70	69	68	71
	市税	52	50	49	49	48	48	48	48	48	47
	繰入金	2	2	3	24	11	10	6	4	3	7
	依存財源	96	94	100	137	99	99	96	95	94	94
	地方交付税	46	44	43	44	44	44	44	44	44	44
	国県支出金	27	28	28	36	29	27	26	30	31	26
市債	14	14	21	49	19	21	18	13	13	16	
歳入合計	169	167	172	228	175	174	166	164	162	165	
歳出	義務的経費	72	71	71	70	72	73	73	74	73	76
	投資的経費	19	22	26	83	31	29	22	18	18	18
	その他の行政経費	70	68	70	73	70	70	69	70	69	69
	歳出合計	161	161	167	226	173	172	164	162	160	163
基金残高	98	99	98	76	66	57	53	49	47	41	
市債残高	143	142	148	183	187	193	196	194	192	193	
実質公債費比率	9.3%	9.5%	10.0%	10.4%	11.3%	11.9%	13.1%	13.6%	13.7%	13.9%	

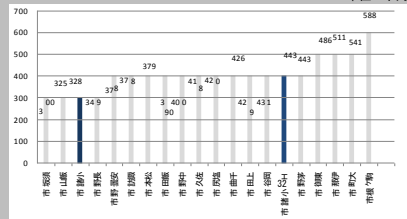
※単位未満の端数を調整しています。

基金・市債・実質公債費比率の状況（県内19市比較）

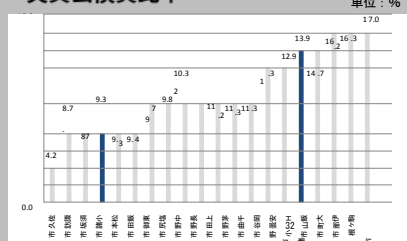
市民一人当たりの基金残高（貯金） 単位：千円



市民一人当たりの市債残高（借金） 単位：千円



実質公債費比率 単位：%



※19市の平均値と比較して、19市の中で最も低い値ではありません。

◆施策別個別計画一覧表

施策No.	個別計画	所管課
【1-1】	(なし)	
【1-2】	子ども・子育て支援事業計画(平成27年度から)	子ども教育課
【1-3】	生涯学習基本構想 子ども読書推進計画	生涯学習課
【1-4】	部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画 男女共同参画こもろプラン	人権政策課
【2-1】	一般廃棄物処理基本計画 一般廃棄物処理実施計画 小諸市新ごみ焼却施設基本計画 分別収集計画	生活環境課
【2-2】	森林整備計画 鳥獣被害防止計画	農林課
【2-3】	環境基本計画	生活環境課
【2-4】	共に取り組むCO2削減計画こもろ 景観計画	生活環境課
【2-5】	「水循環・資源循環のみち2010」構想 生活排水処理計画	下水道課
【3-1】	げんき小諸21(小諸市健康づくり計画)	保健課
【3-2】	特定健康診査及び特定保健指導実施計画	保健課
【3-3】	高齢者福祉計画 介護保険事業計画	高齢福祉課
【3-4】	障害者計画 障害福祉計画	厚生課
【3-5】	スポーツ推進計画(平成25年度策定予定)	生涯学習課
【4-1】	都市計画マスタープラン 都市再生整備計画 低炭素まちづくり計画	都市計画課
【4-2】	地域防災計画 交通安全基本計画	総務課 生活環境課
【4-3】	公営住宅等長寿命化計画 耐震改修促進計画 橋梁長寿命化修繕計画(平成24年度中に策定) 国土調査事業十箇年計画	建設課
【4-4】	水道ビジョン	上水道課
【4-5】	地域公共交通総合連携計画	生活環境課
【5-1】	地産地消推進計画 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 農業振興地域整備計画	農林課
【5-2】	(なし)	
【5-3】	中心市街地活性化基本計画	商工観光課
【6-1】	(なし)	
【6-2】	(なし)	
【6-3】	市民活動支援・推進のためのアクションプラン	企画課
【7-1】	(なし)	
【7-2】	人材育成基本方針 職員健康管理計画	総務課
【7-3】	(なし)	
【7-4】	小諸市庁舎整備基本構想	街再生推進室

◆総合計画審議会への諮問書

24 企 第 180 号
平成 24 年 9 月 27 日

小諸市総合計画審議会
会長 大西 崇弘 様

小諸市長 柳 田 剛 彦

小諸市総合計画について（諮問）

このことについて、小諸市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

小諸市総合計画「第4次基本構想 第9次基本計画」の策定について

2 諮問理由

本市では、将来都市像を実現するための市政の基本的な方針を定めた「第4次基本構想」と、その方針に基づき重点課題を解決するための施策と目標を定めた「第8次基本計画」からなる総合計画を平成21年1月に策定し、まちづくりを進めてきております。

このうち、第8次基本計画の計画期間が平成24年度をもって終了することから、これまでの成果を踏まえた上で、今後4年間の市政の積極的かつ着実な進展を図るため、新たに小諸市総合計画「第4次基本構想 第9次基本計画」を策定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。

◆総合計画審議会からの答申書

平成 25 年 2 月 1 日

小諸市長 柳 田 剛 彦 様

小諸市総合計画審議会
会長 大 西 崇 弘

小諸市総合計画について（答申）

平成 24 年 9 月 27 日付 24 企第 180 号で諮問のあったこのことについて、当審議会で 7 回にわたり慎重に審議を重ねた結果、第 9 次基本計画案の内容については概ね妥当であると認められますので、その旨答申します。

ただし、本文中において、文言の重複や表現が統一されていない箇所等につきましては、市民にとって分かりやすい表現となるよう意識し、最終的な調整をお願いします。

なお、計画を推進するうえでは、次の事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 第 9 次基本計画の運用目的である「行政マネジメントのための計画」という趣旨に基づき、計画の運用段階において、計画、予算、行政評価、人事、目標管理といった、行政をマネジメントする様々な制度や仕組みが連携し、一連のものとして機能する「トータル・システム」の構築をめざし、継続して行政経営の質の向上に取り組まれない。
- 2 基本計画の施策の目標値については、4 年後の平成 28 年度を目標年度とするものではあるが、計画を推進する中で、前倒しで達成が可能なものについては、目標年度ありきでなく、極力早期に達成できるよう取り組まれない。
- 3 計画の進捗管理・評価については、内部評価の段階より経済性・効率性・有効性・優先性といった観点から厳格なチェックを行うとともに、その結果や改善策を審議会や市議会へ報告・説明することにより、行政の説明責任を果たすよう努められない。また、進捗管理や評価の結果が広く一般市民に伝わるように、評価の実施や公表の方法がわかりやすいものとなるよう工夫されたい。
- 4 基本計画に基づいて策定される実施計画については、「実施計画は基本計画の政策・施策を実現する手段である」という位置づけを常に意識し、毎年度の見直しにより継続的に実施計画の実効性の向上を図られたい。

- 5 計画の見直しにおいては、社会経済情勢が目まぐるしく変化し、市民ニーズも多様化・複雑化する中、様々な状況の変化に迅速に対応するとともに、小諸の歴史・文化・風土の中で培われた地域資源を最大限に活かして、メリハリのついた改善に努められたい。
- 6 計画推進の基盤となる市職員の能力向上のため、総合計画及び行政経営に対する市職員の意識向上に努めるとともに、計画内容を確実に推進するための組織体制を整備し、行政全体で運用を図るよう組織的に取り組まれたい。
- 7 今後、各部局が策定・所管する個別・分野別の計画については、総合計画との整合性に留意するとともに、改定の時期や計画期間を総合計画に合わせるなど、連動性の向上を図られたい。

以上

◆小諸市総合計画審議会条例

昭和63年12月23日

条例第24号

(設置)

第1条 小諸市の総合計画及び行政経営に関する事項について、調査審議を行うため、小諸市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 小諸市総合計画の策定に関する事項
- (2) 小諸市総合計画の進行管理及び評価に関する事項
- (3) 小諸市の行政経営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民

3 前項第2号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員のほか関係者を審議会に出席させることができる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の運営に関する事務を分掌し、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 [略]

◆小諸市総合計画審議会名簿

(平成 25 年 2 月 1 日現在・敬称略)

条 例 (適用条項)	推薦団体・役職等	委員名	備 考
第 1 号委員 (市議会議員)	総務文教委員	相 原 久 男	
	福祉環境委員	柏 木 博 美	
	経済建設委員	林 稔	
第 2 号委員 (識見を有する者)	小諸市観光協会会長	大 西 崇 弘	【会長】
	小諸市区長会会長	塩 川 明 人	
	小諸市社会福祉協議会会長	塩 川 重 治	
	小諸市文化協会副会長	宮 崎 政 廣	
	小諸市保健推進員会理事	塩 川 恵 子	
	小諸商工会議所副会頭	依 田 克 彦	
	小諸女性ネット役員	大 川 和 代	【副会長】
	小諸青年会議所 地域の力創造委員長	桑原倫太郎	
	佐久浅間農業協同組合小諸支所長	森 山 正 行	
	NPO法人町並み研究会会員	小 林 一 彦	
	読み聞かせ交流会会員	竹 内 好 子	
連合長野佐久地域協議会議長	依 田 孝 彦		
第 3 号委員 (公募市民)		中 村 康 二	